◆ 資　料 ◆

担い手の育成と地域の農地利用再編に向けた農地保有合理化事業の推進について

－農地保有合理化事業推進フォーラムから－

全国農地保有合理化協会
調　査　広　報　部

○　はじめに

食料・農業・農村基本法は、農業の持続的な発展をその基本理念の一つとしており、国は効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農類型及び地域の特性に応じ、いわゆる認定農業者を中心とする担い手への農地の利用集積等による農業経営の規模拡大、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保のための総合的な施策を強力に推進している。

こうしたなかで、農地保有合理化法人はＵＲ関連対策の実施等を通じて得た新しい実施手法や多くの知識・経験を活かして、農政が目指す育成すべき担い手への農地利用集積の実現向けて、与えられた役割に応えていくことが求められている。

担い手の農地利用集積は、状況に応じて所有権、利用権や農作業受託の単独又はそれらを組み合わせながら柔軟に行われており、農地保有合理化事業の実施に際しても、こうした担い手の意向に即して多様な農地の利用集積に対応しなければならない。その上で、個別地片の農地移動にとどまらず、集落等一定の広がりのある地域を対象とした農地利用の再編に積極的に関わっていかなければならない。

当協会では、これらの状況を踏まえ、農地保有合理化事業推進

フォーラムを開催し、「農地保有合理化事業推進プラン」による成果を総括しながら、新基本法の基本理念の具現化に向けて、農地保有合理化法人の果たすべき役割の検討等を行い、その内容をとりまとめた。

当該フォーラムの概要は、「ふぁーむらんどレポート」として整理編集されているが、その内容は非常に有益なものであると思料されることから、早稲田大学政治経済学部堀口健治教授の基調講演と、鹿児島大学経済学部秋山邦裕教授をコーディネーターとするパネルディスカッションを本誌に転載し、広く紹介することとした。

基　調　講　演

食料・農業・農村基本法下における農地保有合理化事業に期待すること

早稲田大学政治経済学部教授　堀口　健治

私の課題は「食料・農業・農村基本法下における農地保有合理化事業に期待すること」ということですが、その話に入る前に、3点ばかり別な側面からお話を申し上げたいと思います。

早稲田大学は農学部がありませんから、そういう意味ではどのくらい農業に関与してるかというふうによく尋ねられるのですが、早稲田大学は看板を見ていただくと分かりますけれども、最も農業らしい名前のついた大学です。早稲田大学という名前が知られるほど、水田には早稲の田んぼがあり、晩稲の田んぼがあるんだということが、若い諸君にも分かっていただけるんではないかと自負しております。そういう意味で早稲田大学、日本の農業を大いに応援したいと思いますし、どうぞ皆さま方、正月の箱根の駅伝はぜひ早稲田大学を応援いただきたい。

選択権をもたない輸入依存大国

私が所属する学部は政治経済学部ですが、政治学の人たちとよく議論をいたします時に、日本の農業について政治学の人たちが非常に関心があるのです。それは基本的には政治学というのは、安全保障の問題を一番の課題にしているわけですけれども、その日本の安全保障にとっての食料という問題に、政治学の人たちから非常な関心というか、心配をよく述べられます。つい先日彼らと議論をした時も、いわゆるＧＭ食品、遺伝子を組み換えたそういうトウモロコ

シの一つであるスターリンクが日本の法律では許可されていない。それが輸入したアメリカ産のトウモロコシに混入したということについて、堀口どう思うかと、こういう質問がありました。

当然アメリカからのそういうものが混ざったトウモロコシの輸入を、日本は止めることができます。それはアメリカ側の責任で混入していないことを証明しない限り、日本にアメリカ産のトウモロコシは入れませんよということはできるのです。ただ、皆さま方もご承知のように日本は約1600万トン、おコメの約1.6 倍もの大きさのトウモロコシを入れ、世界最大の輸入国でありますけれども、そのトウモロコシの95％はアメリカから来ているわけで、もしアメリカのトウモロコシを今の時点でストップさせたら、アメリカにとって大きな打撃であると同時に、日本もえらい被害を被るので日本自身そういう政策をとれない状況下にあるわけです。日本にとって安全の問題が未解決だが、しかし日本はそれに依存している以上、輸入を継続せざるを得ないというのが、政治学者にとっては非常に安全の問題、いわゆる安全保障の問題ではないかというふうに提起しているわけです。

という意味では、農業のサイドから輸入の問題を議論し、先ほどもお話がありましたようにＷＴＯにありながら、そのセイフガードが農業の場合にはなかなか使いにくい、被害を証明しにくいという問題点を持っているだけではなくて、日本の農業生産の在り方、あるいは輸入の依存の在り方を相当考え直すことが必要ではないのかということを、このスターリンクという遺伝子組み換えのトウモロコシ混入問題が，提起しているんだというふうに思っております。この問題については私どもいろいろ議論いたしまして、アメリカに大きく依存するだけではなくて、むしろ輸入先を変えて、アジアとの関係、長期的には協定のような形を考えながら、アジアとの農業の関係を考え直さなければならないのではないかというふうに思っております。鹿児島県の知事さんからもセイフガードの適用を早めるようにという提起がなされてますけれども、短期的にはそういう

ことを考えなきゃいかんと同時に、長期的な政策も考えなければいけないのではないのかということが、第１点であります。

多面的機能を入れた農村の公共事業評価を

それから第２点は、これも皆さま方に関心のあるところだと思うんですが、アメリカの大統領選挙、依然としてまだ決着がついておりません。いわゆるフロリダの票があまりにも僅差で、もう１回再集計せざるを得ないという状況になっていることはご承知の通りでありますけれども、この問題はフロリダというアメリカの比較的お金持ちの高齢者が老後を過ごすという意味で、人口の多い州でありますけれども、そういう州がアメリカの行方を決定するような立場にあるというのは、高齢化時代の象徴的なことだというふうに思っております。ただいずれにしろアメリカの大統領選を見ながら日本のことを考えておりますと、報道機関も言っておりますけれども、アメリカの大統領選、二大政党なんですが、ブッシュとゴア、どのくらい政策が違うのかということはあまりはっきりしないくらいに似通っているんです。

似通ってはいるんだけども、対立する点を求めて世論が２つに分かれるという状況にあるわけです。そういう意味では日本の選挙の情勢を見ても、都市と農村との対立のような形で意見が分かれてくるというような意味で、アメリカと随分似通っている感じがいたします。そういう場合に公共事業はその焦点になっているわけですが、これはあちこちでお話をしているんですけれども、公共事業のとらえ方については、いくつかの側面から見るべきであって、600 兆円の借金を日本は公共事業等から負っているので、日本は倒産しかねないという、やや誤った議論がなされているというのは、大変遺憾に思っております。借金があるから必ず倒産するということではないのであって、借金をしていてもそれが十分資産となり社会に役立っているならば、借金があったからといって倒産するわけではあり

ません。

そういう意味では公共事業の多くが孫・子の代にまで役立つような産業基盤の整備なり、生活基盤の整備を行なっている借金であれば、これは子ども、孫の代になってでも返せば良いのであって、今これだけの借金があるから、ＧＤＰに対して借金が大きいから、という単純な比較は問題の立て方がおかしい。むしろ問題とするならば、そういう孫・子の代にまで役立つような公共事業とは別に、景気刺激のために借入金を起こしたにもかかわらず、その事業がなかなか景気回復に役立たないということこそ取り上げるべきなのであって、すべての借金がうんぬんというのは乱暴な問題の立て方だろうというふうに思っております。

さらに言えば公共事業の評価を当然、当初、中間そして事後に行うべきなのですが、これも依然として多面的な機能という、農業、農村関係の公共事業の果たしている役割は評価に入っていない。日本の農業が果たしている多面的な機能、特に都会を含めて社会に与えているプラスの機能について併せて評価するべきだということで、新しい基本法は食料・農業・農村基本法というように農村が入っているわけですけれども、これも今都会と農村との対立のような形で、農村における公共事業が都市と比べて、あるいは税金を納める額に比べて多いのではないのかという問題の提起の陰に隠れて、多面的な機能の評価というのは一切出てこない。そういう点も問題にすべきではないかというふうに思っております。これが２番目です。

下がり過ぎの農産物価格・高値のサービスつき食品価格

それから３番目はこれは農業内部の問題です。主要な農業地帯の農地の地価は、私は下がり過ぎだという議論を後にいたしますけれども、農産物価格で言えば農民が受け取る価格は米価を筆頭に、下がり過ぎだというふうに思っております。他の生産物の生産から得られるところの所得なり賃金などと比べれば、農民が得る所得とい

うのは明らかにそれを下回っていて、それが一向に修正されないという意味で、一般的に農産物価格は下がり過ぎだというふうに思っております。その大きな引き金になっている輸入農産物に対して、どう抜本的な対策を取るかということがあることは最初に申し上げました。ただし食品関係の価格がすべて下がっているかというと、そうではなくて消費者レベルの小売価格でいくとそれほど低下していない。

学生諸君によく言うのですが、皆さん方の机の上には、そうですね、置いてありませんが、ペットボトルのお茶とか水というのが今非常に売れてるわけです。学生諸君を講義しますと、大体机の上にペットボトルの水とかお茶が置いてあります。私は食べるのはダメだが飲み水は良いだろうということで認めるのですが、その500 ミリリットルのペットボトルの水は、彼ら大学内の生活協同組合から買ってきますけれども、その多くが約130円から140 円です。大体エビアン等フランス系のミネラルウオーターが多いのですが、この値段は１リットルのガソリンに直せば、ガソリンの値段の約、２倍半ぐらいしているわけです。

これを学生自身は高いとは思ってないのです。便利なボトルに入っていて、缶のようにふたを開けたら横にすると水が漏れてしまうというわけではなくて、栓をすればいつでも使えるわけですから、そのサービスは高いとは思ってない。容器付きのサービスあふれた食品については、ガソリンよりはるかに高くても、あまり比較しないで買っているわけです。ミネラルウオーターというのは日本は消費量の大体２割ぐらいがフランスから入ってきます。後の８割は国産ものであります。国産ものはなぜか一般のコンビニエンスストアでは売られてなくてディスカウンターで売られてまして、ディスカウンターで売られている日本の国産のミネラルウオーターは大体２リットルが主体で、２リットルで大体200 円前後です。ですからエビアンの500 ミリリットルの130 円と比較するために２リットルを４分の１しますと、値段で言えば50円を下回ります。ですから日本

産のはもし500 ミリリットルに入れれば四、五十円で済むものが、フランスのエビアンを買えば130 円しているわけです。

ですから学生には「ばかげたことじゃないのか」と、「２リットルを買って、冷蔵庫に入れておき、朝来る時にエビアンに詰め替えれば良いじゃないか。中身はほとんど差がないわけだから」という話をするのです。中国の人たちは大体朝そういう形でお茶をボトルに入れて持ってきますけれども、日本の学生はそこまではせず、空の身でやって来て、校内でエビアンの130 円を買うという行動を取って、それが便利だというふうに思っている。これを私なりに受けとめれば、農民の受け取り価格は極めて安いかもしれないけれども、サービスが付いている食品の価格は高い値段を維持して、消費者もそれを高いと思わない。という状況を日本の農業はどうとらえるかというところに来ているのだと思うのです。

皆さん方の中で、パック詰めのご飯、200 グラム入りの無菌で、ですからインスタントラーメンと同じで、冷蔵庫に入れないでそのまま戸棚に入れておいて大丈夫なんですけれども、その200 グラムのパック詰めは電子レンジで２分間でご飯として食べられる。使われる方はちょっと手を挙げてくれますか。この会場でお１人ぐらいですか。都会の状況から言えば、私自身を含めて200 グラムパック詰め、ものすごい勢いで伸びております。インスタントラーメンと同じで、もっとそれよりも便利かもしれない。２分間電子レンジに入れれば１人前の200 グラムのご飯がそのまますぐ食べられる。冷凍食品をそれに乗っければ、食生活は包丁はいらないでハサミだけで済む。ハサミと電子レンジだけで済むという形で、急激に変わっているわけですが、そういうものに、日本の農産物をどう結び付けるかという状況になっているというところをお話申し上げて、それで肝心の農地問題のほうに入りたいというふうに思います。

農地市場への公的介入の意義－底値を支える－

最初にお手元の資料の５を見ていただけますでしょうか。これは日本農業新聞の、98年の８月11日の「視点」です。農地はほかの商品と違ってできるだけ公的保有、公が保有したほうが良い。合理化法人のような公的な機関で農地を扱い、それを望ましい形で使うというのを目指そうではないかということを述べています。ここを若干見ておきますと、最初のほうは今の予測でいくと、日本の農業の担い手の数は極めて少なくなり、高齢化するという話をしているわけですが、それではいかんということで、われわれが頼るべき担い手を大いに育成して、その担い手が伸びるための最大の生産手段である農地を、そこに意図的に計画的に集中しようじゃないかと、そのためには公的な機関が農地の売り買いなり、貸し借りの市場に積極的に介入して、われわれが頼りにする担い手に集中するようにしようという提案をしているわけです。

ただ、その場合に真ん中から少し下のほうにありますけれども、各県の農地保有合理化法人である農業公社、その北海道の場合には北海道農業開発公社でありますけれども、ここの扱っている量が全国でも一番大きいことはご承知の通りでありますけれども、その活動を通じて規模拡大を目指す経営に隣接し、あるいは団地化等のために、農地を道公社は積極的に提供する活動を述べているわけですが、そのところに旭川の周辺の農家の訪問の話を書いてあります。

水田の地価が、その当時でありますけれども、35万円に下がっていて、しかし実際に貸し借りの小作料は２万4000円と、最近は北海道のほうもそうですが、米価が急速に下がってますのでこの数字はもう少し修正する必要があろうかと思うんですが、その当時の時点で地価が35万円、実際に貸し借りをしている場合の借り手の小作料は２万4000円ということだと、地価の小作料利回り、小作料を地価で割ると７％弱の利回りになる。ということは、借り手の農家にこんな高い小作料を払わなくても良いんじゃないのと、買ったらどう

ですかと、買ったほうが２％のラインの公庫資金の農地取得資金を借りて、それで払う利子のほうがはるかに小作料より安いではないですかと、こういう提起をしているわけですが、これも皆さま方実際の仕事でぶつかっておられるように、規模拡大農家や資力のある経営であったとしても、その経営者は「いや、先生。そんなこと言ったって地価がどこまで下がるか分からないんだから、今の時点で買うのは控えております」と。

差し当たりは小作料が地価に対して相対的に高いとしても、地価を含めて農業の情勢がどうなるかということが分からない以上、農地取得に動かないという行動が、北海道の場合もかなり増えてきてる。北海道はもともと地価が農業採算地価に近いものですから、府県と違って転用価格の影響を受けてないのでそういう意味では買いやすい、規模拡大農家が借入ではなくて購入の割合が圧倒的に多かったところだったわけですが、その北海道が今では府県と同じように、売買と並んで借入がやはり流動量の半分ぐらいを占めるという状況です。その理由はどうもここら辺にありそうだと。そういう意味で僕は地価の下がり過ぎだというふうに言っているわけですが、そういうものに対して農地保有合理化法人が、どうその状況を改めるかという課題があるのではないのかということであります。

担い手の育成とそれへの農地集中

北海道の場合には長期貸付事業なり、あるいは経営転換事業等を通じて売買に介入して、５年、10年の貸し付け期間の後に売り渡すという仕組みを通じて何とか地価下落に対抗しているわけですけれども、後の数字で見るようにまだまだ十分ではないという側面があることを述べております。それからさらに下のほうに行けば、いよいよ合理化法人の仕事として、これはもう皆さま方、経営の観点から言うと非常に難しい課題であろうかと思うのですが、農地をわれわれが頼るべき担い手に移すだけではなくて、その人たちがなかな

か農地購入に手を出さないということがあるのです。いわゆる耕作放棄、だれも受けてくれない、出し手はあるんだけれども、受け手のない農地が増えていて、これをどう扱うかという点が、次の大いなる課題になっているのではないか。

公的な機関とは言え、収支を当然考えなければいかんわけですから、合理化法人といえども、受け手のない耕作放棄になるような土地についてそれを買い取るのは、そう簡単にはいかないよということが当然あろうかと思うんですが、ただ同時に農地の流動量を上回る形で耕作放棄の農地の面積が増えていくという場合に、これをどうするかということは、やはり合理化法人としても真正面に向かわざるを得ない課題ではないかというふうに思っております。そういう土地市場、農地市場への公的な介入と意図的な、意図的と言うのは計画的という意味ですが、農地流動化、その場合の中間保有なり再配分機能を合理化法人に期待するということでありますが、ここのところを以下少し見ておきたいと思います。

最初「望ましい農業構造の確立－農地集積の期待－」と、それから「農地ファンド」というのは合理化法人が一定量の農地を抱えておくと、その農地を頼りにして、例えば農業委員会が交換分合事業を行う。あるいはほ場整備を行なった事業の際に、換地処分をしながらできるだけ望ましい経営に農地が集団化するという場合に、出し手として公社が持っている土地を提供してもらうという意味での農地ファンドという意味でありますが、そういう中間保有、あるいは交換分合、集団化というのを期待することを述べておりますけれど、これを資料で見ておきますと、資料１と資料２のところです。

これは農地保有合理化協会でいただいた資料の一部抜粋でありますが、見られるように最初の資料１のところでは買い入れは各府県の農業公社がその割合を担い、伸ばしてきているという数字で、一方借入のほうは実際地元に近い市町村の合理化法人がその担い手になって、大いにあっせんを行なっているという数字として、出されているわけであります。これは今までの課題であり、今後の課題で

もあると思うんですが、県の農業公社と市町村の農業公社との連係プレー、仕事のすみ分けをどうするかという課題を、もう一方で提起しているというふうに思っております。

ただ、農地の流動量は確かに伸びてはいるんだけれども、いわゆる目標とする本来望ましい農業構造の確立に至るまでの農地の流動量としては、まだまだ少ないと言わざるを得ない。もう一方で、耕作放棄の面積の伸び方も増えているわけで、それに対する十分な影響力を合理化法人はまだ持ち得ていないという意味でも、成果そのものは確かに伸びているけれども、まだまだ果たすべき課題が多いのではないかという数字でもあろうかと思っております。数字が資料１の（１）に出ておりますけれども、売買の面積、これは有償の、お金を出している売買の面積に占める農地保有合理化法人の買入面積の割合ですが、平成10年だと約36％、３分の１に介入している。北海道だと54％という数字が出ております。

もう一方で貸し借りの場合には、その率が落ちてくることになるのでしょうか。この点をさらにどう拡大をしていくかということを、以下少しお話をしていこうと思います。それからまた元へ戻りまして、レジュメの１の③の「中間保有期間での資本蓄積と安定した経営の確立」、「地域による活動の差と賃貸借市場への影響力の引き上げ」というところも、資料を見ながらお話を申し上げたいと思います。これは先ほどの資料１のところ、ここのところも見ていただきたいと思います。

中間保有期間の経営指導

中間保有期間という表現をいたしました。農地保有合理化事業の中でいろんな事業を仕組んできたわけですけれども、ご承知の通り、各県の農業公社、長期貸付事業なりあるいは経営転換の事業なり、５年なり10年持って、その間いずれ買い取ってもらうであろう、そういう期待される担い手に貸し付けると、貸し付け期間の間、受け

てる経営は大いに資本蓄積をしてもらって、それで５年後10年後の農地の取得、当然お金がかかるわけですけれども、そのための蓄積なり、あるいは身軽にしておいてもらいたいと。ですから５年10年の間に当然規模が拡大するわけですから、その公社から長期貸付事業なり経営転換の事業で受け取った面積分だけ増えるわけですから、当然機械等を含め生産資材を大きくします。それをもし借入金でやるならその借入金が公社から農地を売り渡される前には済んでいる、借金を返し終わっているというような形で、その間は資本蓄積してほしいということを期待しているわけです。

そういうものに対して各県の農業公社、あるいは各市町村の農地保有合理化法人が、十分な経営の指導なり応援ということが行われているかどうかということも、ひとつ考えておいていただきたいということであります。資料の２のところを見ていただきますと、各県のいろんな努力の中で、これはもう皆さん方ご存じだと思いますが、ほ場整備事業と結び付けて農地が動く時に合理化法人がそれを大いに手助けするわけですが、資料２にありますように、単に農地の売買なりという分野だけではなくて、総合的なマネージャーの役割も農地と絡んで期待されているということを表現しているわけです。

それから右側のほうは、これは新潟県の農林公社の買入実績の推移を述べておりますけれども、これはほ場整備事業に伴う不換地、参加はしているけれども、これを機会にそれを不換地にする、そういう出し手の土地所有者に対して受け手として合理化法人が現れる。そういうものを通じて望ましい経営に農地が集約化される。そういうチャンスを合理化法人が積極的に作るということが、新潟の場合には大きな割合になっているということです。そういう形を通じて総合的に伸びる経営を、農地を主体にその周辺のサービスも含めて支援するということが公社に期待されているということでありましょう。ただレジュメの１の④のところに書きましたように、合理化事業そのものは量的には増えてはいるんだけれども、市町村によっ

ては全くやらないところも相当多い。

後で北海道も見ますけれども、北海道も全体としては合理化事業を多くやっているところでありますが、全くやっていない市町村もあるのです。それはいろいろ理由があります。合理化事業の買入の資格要件に合わない農地が多かったり、あるいは出し手、受け手の間の私的な関係が強くて、なかなか介入できないというようなことです。あるいは合理化事業のメリットは1500万円の譲渡所得税特別控除でしかないとか、あるいは優先買入協議のため3週間は待って貰うという程度である。フランスの同じような農地介入公的機関が、農地の先買い権を持っている。その先買い権がどうしても発揮できないくらいに、別の民間の買い手の値段が高い場合には、その高い値段を裁判所に訴え、そういう高い値段が合理的な農業採算地価として合うのかどうかということを裁判所に判断を求める。即決で結論が出てきます。そこで私同士の農地の売買の値段が高すぎるとなれば、私的な売買契約を差し止めることができるという権限をフランスの場合は持っておりますが、残念ながら日本の場合には、農地の売買にそこまでは踏み込めない。転用の影響等がある場合に、農地といえどもなかなか農地保有合理化法人が介入できないという意味では、市町村によっては合理化事業がゼロというところも多い理由がある。ここを何とか引き上げるような努力を、われわれとしてはいろいろ考えなきゃいかんのじゃないかということを、レジュメの1の④のところで述べているわけであります。

貸借と土地資本の回収

特に売買だけではなくて貸し借りの市場、これは貸し借りが広範に行われているわけですけれども、その貸し借りの間に合理化法人が入って、望ましい形で受け手に渡していくというようなところには、現実はまだ十分に至っていないというふうに思っております。これは現地でお話を聞いて、こういう場合にはむしろ合理化法人が

間に入ったほうが良いんだなというふうに思ったんですが、最近は貸し借りが相当広範に増えているものですから、永年性の作物、お茶だとか果樹だとかいわゆる１年作ではなくて、長年手塩にかけて育てるような、そういう永年性の作物、資本を回収するのに一定の期間を要するようなそういう作物にも貸し借りが増えてきております。

これはもう皆さま方ご承知のように、その場合に貸付期間が何年間なのかと、十分面倒見たお茶が手塩にかけて育て上げたやぶ北が、地主さんの息子が帰ってきたんだから返してくれといった場合には困るわけです。地主は茶園といえども、10年とか15年とかいう長期の貸付期間は持ちたくない。しかしぜひ自分の茶園は大事に借りてもらいたいという希望もある。借り手のほうでは、売れる品種のやぶ北に転換して、それを良い茶園に仕立て上げようといった場合に、短い利用権設定なり貸付期間では安心して手当てできないという問題が、特に永年性の作物には広範に出てきているわけです。

あるいは永年性だけでなくても、有機農業をやるために１年性作物を作ってはいるんだけれども、そこにたい肥を入れて農地を仕立て上げた、そういう場合に地主さんが返してほしいと言った場合の補償をどうするかという問題が、貸し借りの場合には起きているわけです。ここら辺も本来なら農業委員会の役割でありますけれども、同時に合理化法人が間に入ることによって、もし万が一その貸付期間の途中で土地を返すことになり、資本投入の未回収分をとり返さなきゃいかんという場合には、地主さんに資本が増えた分だけは買い取ってもらうというような要件をいずれ入れないと、なかなかスムーズに貸し借りは進まないであろう。

こういう問題は実は日本だけではなくて、アメリカでも起きておりまして、もう20年ぐらい前ですけれども、アメリカの農民と随分話し合った時に、皆さま方もビデオとか写真で見られたことがあるかと思うんですが、雨の少ない西部のアメリカの農地は、飛行機の上から見ると分かりますけれども、丸い農地があるんです。四角い

農地じゃなくて丸い農地があるんですが、その丸い農地というのは真ん中に井戸を掘って、それで半径400 メートルの枝を伸ばしまして、その枝、アームと言っておりますけれども、そのアームが１日数回回りながらその中心にある井戸から掘った水を滴り落とすというピボットかんがいをやっているわけです。そのピボットかんがいの井戸、相当深く掘りますけれども、それは全部アメリカの場合、借り手がやっているんです。

アメリカの貸し借りというのは、これもあまり知られてないことですけれども、ほとんどが口約束です。親戚同士の貸し借りが多いということがありまして、農地の貸し借りの割合は日本よりもはるかに高いんですが口約束なのです。土地利用型農業ですと、大体コーンベルト、トウモロコシを作っているところだと、大体７割、８割が貸し借りの状態に入っておりますが、もともとアメリカは時代が浅いということもありまして、大体親戚同士で貸し借りをして、地主さんはマイアミのフロリダに住んでいるなんていうのが多いんですが、そういう地主さんは何も投資しないで、借り手が１年更新の口約束なんだけれども、井戸を掘っているわけです。

その場合に途中で返してくれと言った場合に、井戸の補償をどうするんだという議論を提起したんですが、農民さまざまでありまして、口約束だから相手が取り上げた場合に裁判所に訴えても負けるだろうという説と、いやいや勝てるという説と、農民の間で意見が分かれておりました。そういう点は日本ともよく似ているなというふうに思いました。そういう貸し借りの市場にどう合理化法人が介入するかという点、課題の１つとしてあるというふうに申し上げておきたいと思います。

地価買い支えの意義と合理化事業の大きさ

続いて「地価低落傾向下の農地保有化合理の役割－経営転換タイプ、あるいは農地売買円滑化事業の検討－」というところを見たい

と思います。これも資料の３を見ていただけますでしょうか。資料の３に公社の介入率と農地価格の変化率を示しています。これは何から取ったのかと言うと、北海道の農業開発公社が買い取ったり、あるいは５年後、10年度に売り渡したというものの買いと売りをとったものです。それを公社の介入率と言っております。

どういうふうに計算したのかと言うと、横軸の介入率は北海道農業開発公社が、平成３年から平成７年の間、５年間になりますが、５年間北海道の公社が買い取った農地の面積と、それからその間売り渡した面積を両方とも合計してます。その合計した面積を、この５年間の有償所有権、有償で農地を売り買いした農地法、基盤強化法の有償所有権移転面積で割っています。有償所有権移転面積の中には、北海道公社の分も入っております。それを分母にして、北海道の公社、売り買いした分の面積を割ってます。それを介入率と言っているわけです。縦軸は価格の変化率で、平成３年を100 として、５年後の平成７年の農地価格が平成３年に対して何パーセントになっているかというのが、この縦の軸の価格変化率です。１を割っているということは、安くなっているということです。

例えば0.9 であれば平成３年の農地の価格に対して、１割下がっているというのが0.9 です。点は市町村ごとに付けました。名前は書いてありませんけれども、純稲作地区というのは、その地域の耕地の半分以上が水田である、そういう市町村だけを集めて、純稲作地区を各市町村別に点を打っているわけです。下は純畑作地区、畑だけの、畑をメインとする市町村であります。これを見てどういうことが言えるかというと、介入率の低いほうほど価格変化率が大きい。逆に介入率が高いほどすなわち右のほうですが、40とか60％の所へ行くと、価格変化率は小さくなる。ということは何を意味するかというと、その市町村の農地の売り買いの中に占める、北海道公社の合理化事業の割合が大きい市町村ほど、この５年間の農地の下落率は低いということです。公社が介入してないところは、農地の下落率は高い。公社が介入したところは農地はそう価格は下がらな

いという図です。それは純畑作地区もそうである。

同じ資料３に、有償所有権移転率と農地価格変化率を示していますが、縦軸は農地価格の変化率です。横軸は北海道公社だけではなくて、農民の間の売買を含めた全ての有償所有権の移転率を示しています。これはどういうふうに計算したかと言うと、その市町村の５年間の合理化事業も含めて、すべての農地の売り買いの面積を、平成３年の耕地面積で割ってます。平成３年の耕地の面積に対して、この５年間合理化事業を含めてすべての農地の売り買いの面積の割合がどのくらいかというので、この下のように２％、２、４、６、８というのは、これはパーセントのことです。耕地面積に対してこれだけの大きさの動きがある。これは今回は黒いプロットで点で打ってますけれども、これもすべてそれぞれの市町村を表しております。

これを見ますと公社だけを取った左側の率から比べると、有償所有権移転率が高くても農地の価格下落率はあまり変わらない。ですから農地を流動化させているといえども、公社が介入した市町村は農地価格の下落率は低いけれども、一般的な農地の流動化が大きい市町村でも、農地価格の下落率は他の市町村と同じという図なんです。これを説明しますと、よくジャーナリズムの方から聞かれるのですけれども、「先生は地価を支えるほうが良いんですか」とか、「本来下落すべき地価を、北海道公社が押しとどめてるというネガティブな結論になるんじゃないのか」とこういうふうに言われるわけです。僕は「そうではない」と言っているんです。

そうではないという根拠は何かと言うと、先ほど申し上げましたように北海道だけではなくて南九州、主要な農業地帯がそうなってると思うのですが、農業収益から考えると農業の地価はあまりにも安過ぎるというふうに思っているわけです。先ほど言いましたように、旭川周辺の農家が実際に払っている小作料と、それから売り買いされてる農地の値段を利回りで計算すれば７％という率になったということは、明らかに地価のほうが安過ぎるんだと思うのです。

そういう意味では下がり過ぎてる地価を、これ以上は下げさせないぞと、大体もうここで下げ止まったんだぞと、だからそのために規模を拡大しようとする担い手はもう高い小作料を払わないで、買い取っても良いぞというような条件を作ることが本来の合理化事業の役割であり、そういう意味としてこの図を見るべきではないのかというふうに言っているわけです。

ただ、これも都市サイドから見るとそういう批判は出てくる可能性はあります。というのは都市サイドから言うと、都市の宅地を公的な機関が買い取って、それを売り渡すという、こういう極めて広いまとまった合理化事業というのはないのです。そういう意味では、農業における新しい土地市場への介入の仕方である。別な所でお話をした時に、「いやそんなこと言ったって、先生、何兆円という金を銀行を救うために入れてるじゃないか」と、「あれは結果的には不良資産たる土地の地価が、もうこれ以上は下がらせないためには何とか不良債権を切ってしまおうということじゃないか」とか、「最終的には都市の地価を下がらないようなシステムにしているんじゃないか」というふうに言われれば、それはそれで確かに問題点であり、そういうところに大きな金を入れ込むことはどうかという問題点は、片方にあろうかというふうに思うんですが、それはそれとして北海道の例から見ると、資料３のようなものが見られるということであります。

テンポの早い稲作での合理化事業ーより長い貸付期間をー

このことが「下がり過ぎた地価とその修正」というふうに今書いた項目の１つであります。それからついでに、資料の４を見ていただきますと、これも北海道の農業開発公社が売り買いに関与した、これは稲作経営です。稲作経営に対するアンケート調査です。アンケートだけじゃなくて実際に公社が扱った分、全部コンピューターに入れて確かめましたが、同じような傾向なんです。どういう傾向

かと言うと、この図は横軸が借受前の面積、縦軸が現在の面積なんです。何を表すかと言うと、これは数年前に行なったアンケート調査で、北海道公社から農地を借りてるか、あるいは既に買い取ったか、合理化事業で長期の貸付事業で農地を借りて、いずれは買い取るという農家と、それからもう既に担い手事業等で買い取った農家等も全部含めて、規模拡大農家にアンケートをかけたわけです。

それで北海道公社から借りる前の面積がどのくらいあったか、それが横軸になってるのです。縦軸は借り入れた後面積がどのくらいに増えたかというのを表します。ですからこれはそれぞれの点は経営を表しておりまして、例えば一番分かりやすいのは、この一番右のほうにある点です。右のほうに２つの点が上のほうにあると思うんですが、これは借り受ける前は１戸20ヘクタールぐらいの稲作経営だったわけです。１経営当たり20ヘクタールちょっとの規模だったのが、公社から借りた後どのくらいの面積になったかというと、約25ヘクタールぐらいに増えている。５ヘクタール分公社から受けたと、こういう意味でそれぞれの経営を表しております。それで真ん中に太い実線が書いてありますけど、これはゼロの全く変化なし。ですから北海道公社から借りたり買い受けたりした経営を対象にしてますから、すべて太い実線からは上に行って、面積が増えているんです。

ただ面積がどのくらい増えているかというのを表わすために、点線で幅が示されておりまして、最初の幅が５ヘクタール分買い取った経営、その上が５から10の間になる経営は10ヘクタールまで買い取った分、あるいは借りた分です。それから一番大きいのは15の線まであります。15ヘクタール分まで一気に借りた、買い取ったことを表すのです。やや図が複雑になっておりますが、ここで何を言いたいのかというと、北海道の稲作経営の多くは北海道公社から農地を借り、いずれ買い取るわけですけれども、その規模のテンポは1.5 倍とか２倍というふうに書きましたけれども、一気に今までの経営の1.5 倍から２倍に増えているんです。ものすごい勢いで増えて

いるんです。

このことは何をもたらしたかというと、当然規模拡大としては望ましいことになっているんだけれども、そのことが例えば資金繰りに影響を与える。ですから借り入れている時の期間は良いです。ただ1.5 倍なり２倍の面積に一気に増えるわけだから、当然大型コンバインなり機械を全部一新します。一新した後、大急ぎでその借金を償還しておかないと、３年後なり５年後なりに公社から買い取ってほしいと言った時の土地の借金がさらにどんと乗るわけで、そういう意味では北海道公社が応援した1.5 倍、２倍に成り上がった経営が、ふたを開けたら資金繰りで苦しくなるというケースはあり得るわけです。面積が増えたからすべてめでたしめでたしというふうにはならない。

その場合には３年なり５年なり、僕はもっと保有期間が長いほうが良いというんで、10年よりも15年、20年と対大蔵に要求したらどうかという提案をいたしました。できれば永久的な保有が、公社がずっと永久的に保有して、大規模経営に永久的に貸し付けるのが理論的には一番望ましいんですが、今の日本の予算なりシステムから言うと、公社が永久的に保有するということは想定していないし、そういう形で利子補給なり仕組みができてない。基本的には担い手事業を３年から、さらに長期貸付、経営転換へという形で、５年、10年へと貸付期間をこういうふうに伸ばしてきたわけです。その間に規模拡大した経営が機械、建物の償還を済ませて、それでできるだけ身軽になった上で土地を買い取るというようなことをしないと、その効果がうまく出てこないということであります。

ということを押さえておいて、それでレジュメの２のところへ戻って駆け足で結論のほうに行きたいと思います。

先ほども申しましたように、北海道の公社が農地の売買の半分を占めるくらいに大きな影響力を及ぼしていて、その割合が大きい市町村ほど農地の下がり過ぎを防いでいるというふうに申し上げました。北海道全体としては、地価の下がり過ぎを修正するところまで

は行っておりません。そういう意味では北海道公社の１つの課題としては、先ほど申し上げました耕作放棄地をどうするんだと。北海道も府県にやや遅れてはおりますけれども、耕作放棄の面積が増えております。耕作放棄地を公社が買い取って、それをどうするかという場合に担い手がいない。それでは公社としては手を出せない。合理化法人としては無理でしょうということになるんだけれども、しかし、ここを抜きにして、あるべき農地価格を維持するというのは難しいというふうに思います。

耕作放棄への対策－「上から」の担い手育成を－

北海道の場合は農地保全管理緊急対策事業という北海道単独の事業を起こして、当事者に言わせればリスキーなんですが、北海道公社が、５年後、10年後に買い受けると期待される担い手が今はいない場合、いなくてもまずは買い取る。買い取った後、５年間をかけて差し当たり農地を保全する中間組織を作って、農地保全だけは５年間やる。その間に担い手を見つけて、あるいは育成してその後10年後の長期貸付事業につなげる。そうすると15年間何とか担い手を育成し、売り渡す時間稼ぎができるというのです。その場合に道庁をはじめ市町村がその間の北海道公社の５年間の農地保全管理のための利子補給なり、それからどうしても買い手が見つからない場合の差損については、市町村等が補償をするとかいうような、いくつかのバックアップ体制を取ってます。そういう体制を取らないと北海道公社といえども乗り出せないというわけですが、何とかその仕組みで耕作放棄になっている農地をも対象にできないかというのが、今申し上げました農地保全管理緊急対策事業であります。

それからもう一方で担い手をどうつくるか、これも北海道のケースでありますけれども、私が話を聞かせていただいたのは、ＪＡ千歳、北海道千歳農協でありますけれども、ここはいわゆる農業生産法人を農協出資で起こしているんです。担い手がいない。担い手が

いないんだけれども、農協が出資して上から法人を作って、いずれその法人の中で独立できる人たちが集まれるように支援するという、上から法人を作る。そういう意味では今回の農地法の修正はいろいろ反対論もあるんですが、農業に責任を持つ農協等の関係組織が出資し、場合によっては取締役を送り込んで、新たな農業生産法人を作るという意味では、改正農地法はそれなりに使えるという意味で、上から担い手をつくっていく。そこへ合理化法人が農地を供給する。

この間新潟でお会いした若い青年たちの生産法人、おやじさんは反対したのでおやじさんたちの農地は、その新しい農業生産法人へは提供されませんでしたけれども、農家の跡継ぎは家の面倒を見ながら同時に、稲作を引き受ける新しい農業生産法人を立ち上げました。そこへ公社が応援して貸し付ける。それから彼らが努力して周りの農家から借り受けるということで、今は30ヘクタールから40ヘクタールぐらいのコメを主体にして、それから直販などを主体にした農業生産法人ができておりますけれども、そこへ農地保有合理化法人が農地を集中的に支援するというような仕組みも実際に見てまいりました。そういう形でレジュメの２の②のところです。農地供給超過のもとで担い手育成の努力と農地提供との結び付きを単なる農地だけではなくて、担い手そのものも積極的に育成するようなことを考えざるを得ない状態になってきている。

あとレジュメの３のところを終えて私の話を終えたいと思いますが、実際に農地保有合理化法人の県のレベルと、それから市町村レベルとの連携、それから実際に現場を知っている駐在員等の活躍がなければ無理ですよという話、これもそれ以上詳しくはする時間がないので、先へ進ませていただきますが、それから「受け手への経営指導と各指導機関との連携」も、先ほど申し上げましたように北海道の場合に一気に成り上がった経営そのもの、経営規模としては非常に望ましい規模に到達したわけですが、資金のほうがうまく行かない。あるいはその農地保有期間中の資本蓄積が、むしろ家の新築に回っちゃうとか、別なところへ行ってしまうとか、僕は家の新

築が悪いとは言ってるわけじゃないんですが、家の新築だとか結婚だとかいうものにすべて資金が一時期に集中するということは、資金繰りを非常に苦しくします。経営指導している機関などに申し上げるんだけれども、最近の農家は規模が大きくなったわけだから、単なる損益計算書だけでは駄目で、その資金繰りが入った貸借対照表まで見えるようにしないと難しいと。ですから今の経営は固定負債、長期負債だけじゃなくて運転資金も枯れ始めてますから、一般の中小企業と同じように人を雇用していればまだコメは収入が入っていないのに、賃金を払わざるを得ないという意味での、収入はないのに支出だけは出ていく。そういうことなら運転資金を借りざるを得ない。

一般に運転資金の金利は極めて高い。だからそうではなくて、別な安い金利の資金を見つけないと駄目だとかいうような、相当細かい経営指導が必要になっているのではないのかということであります。「制度的、財政的なバックアップの強化」のところを最後にしてお話を終えようと思うんですが、そういう経営指導の場合に、1つぶつかる例は税金の問題です。それなりに経営の成績を上げれば当然利益が出てくる。その利益に対してそのまま法人税を払う、ということでは、僕は駄目だと思うんです。どう節税をするか。あるいはどう正確にコストを落とすかということです。

節税と補助金

戦後の日本の政策を見てますと、農林水産省は補助金官庁なんです。補助金を直接出す。それはＷＴＯの農業協定で節減しましょうというように、今は手を縛られています。じゃ税金のほうはどうかと言うと、払うべき税金をまけてあげるという意味ではこれは補助金と機能は同じなんだけど、補助金そのものじゃないのです。この政策を使っているのは主として通産省です。戦後自動車産業を含めて伸ばそうという産業に対しては、納めるべき法人税を納めなくて

良いですよと、減価償却費を多めに計算して良いですよという租税特別措置法を使って、納めるべき税金を納めなくて良いという形での補助金政策をやっていたわけです。これはＷＴＯの農業協定には一切反しません。

という意味では農業分野も税金にどう合理的に対応するかと。例えば皆さんの中に土地改良事業をやって特別賦課金を当然払っているわけですが、特別賦課金が100 パーセント税務署のコストで認められないという市町村はございますか。ないようなので、これ大体大丈夫ですか。土地改良区の特別賦課金というのは、地価が上がる、資産価値が上がるんだから、コストで認めないという考えがあり得ます。私はそれはおかしい。大体地価が今は下がっているわけだし、それから土地改良事業はもう永久資産ではなくて、これは暗きょ排水であれば５年、３年でもたなくなるわけだから、耐用年数があるわけです。そういう意味では特別賦課金もその大半はコストとして認めて良いというふうに、正々堂々と議論すべきだというふうに思っております。

先ほど言った新潟のケースでいいますと、若者たちが農地を借り入れて大規模な経営を造って、その若者たちは非常に積極的で、土地改良区の組合員も借り手である農事組合法人がなりました。ですから特別賦課金も彼らが払っておったんです。そしたら指摘を受けて、「地主の土地に資産価値を高める特別賦課金を、借り手が負担するとは何ごとだ」と、「それはもう損金で認めない」とこういうふうに来たわけです。それをしょうがないというんで、土地改良区の名義を全部地主さんにして、小作料を引き上げる特別賦課金を借り手のほうが負担するというやり方を取ったわけです。　しかし借り手は土地改良区の組合員になっているおかげで、県営のほ場整備事業をかけた時に全部借り手の農地を集約できたんです。ですからそういう意味では土地改良区の組合員が耕作者であるべきだと、地主さんじゃなくて借り手であるべきだという土地改良法の原則になってるわけで、集約できるという趣旨だったんですが、そこが税金

の問題で必ずしもうまく行かないというようなことであります。特定農業生産法人というのがありまして、これは公益性がある。要するに集落全体で農業生産法人を作れば、その場合の土地を買い入れるための準備金は、損金として落として良いよという新しい税金対策上の措置を認めてます。

普通の個別経営では認められないわけですが、経営を拡大するために利益の一部を将来の土地取得資金として引当金でよろしいと、その場合は損金として認めるよというやり方、そういう形で税金を少なく納める。しかも農地保有合理化法人、県の公社から借りて、その小作料を払って、その小作料がいずれは戻ってくる。あるいは来年から始まる農地円滑化事業であれば、それがファンドになって、少なくとも地価1割以内の下落に対しては、借り手である農民にとってはその被害がないという形で、二重に利益が取れるわけですから、合理化事業のメリットと同時に、税制上の問題についてもわれわれは大いに考える必要があるという提起であります。

以上、長くなって恐縮ですが、私の言いたい点を申し上げさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

ほりぐち　けんじ
１９４２（Ｓ１７）年生まれ
早稲田大学第一政経学部卒業。
東京大学大学院農業経済学専攻博士課程中退。
鹿児島大学講師、東京農業大学教授を経て
１９９１（Ｈ　３）年　早稲田大学政治経済学部教授
１９９８（Ｈ１０）年　早稲田大学政治経済学部長に就任、現在に至る
〔農学博士。農政審議会専門委員等を歴任〕
〔主な著書〕
「食料輸入大国への警鐘」（農文協：編著＝東畑記念賞）
「２１世紀日本農政の課題」（農林統計協会：共著）
「新農基法への視座」（共著）
「国際農業紛争」（共著）ほか多数

〔基調講演レジュメ〕

「食料・農業・農村基本法下における農地保有合理化事業に期待すること」

1．土地市場への公的介入と「意図的」農地流動化
－中間保有・再配分機能－

① 望ましい農業構造の確立－農地集積の期待－
② 農地ファンド・中間保有と交換分合・集団化
③ 中間保有期間での資本蓄積と安定した経営の確立
④ 地域による活動の差と賃貸借市場への影響力の引き上げ

2．地価低落傾向下の農地保有合理化事業の役割
－経営転換タイプ・農地売買円滑化事業の検討－

① 下がり過ぎた地価とその修正
② 農地供給超過のもとでの担い手育成の努力と農地提供との結びつけ
－農場リースの活用も－

3．政策目的の確実な達成のために

① 各農地保有合理化法人の連携と地方駐在員の活躍
② 受け手への経営指導と各指導機関との連携
③ 制度的・財政的なバックアップの強化

1．最近の農地保有合理化事業の特徴

資料1

(1)事業の大幅な伸展

①UR対策開始前の平成6年度に比べて、平成7年度以降大幅に増加

②売買面積全体に占める農地保有合理化法人の買入面積の割合は大幅に高まる

	平成10年	平成6年
全　国	36%	21%
北海道	54%	34%
都府県	15%	10%
東　北	27%	19%
九　州	16%	9%

※介入率＝$\frac{\text{合理化法人の買入面積}}{(\text{売買面積}-\text{合理化法人の売渡面積})}\times 100$

○　農地保有合理化事業の実績（面積）の推移（全国）

単位：ha、倍、％

		平成6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	11/6	11年度構成比
買入	都道府県農業公社	4,886	9,186	8,891	10,100	10,291	9,908	2.03	98.6
	市町村合理化法人	19	18	48	30	19	143	7.55	1.4
	市町村農業公社	-	-	-	-	-	22	-	0.2
	農協合理化法人	19	18	48	30	19	96	-	1.0
	市町村	0	0	0	0	0	25	-	0.2
	計	4,905	9,205	8,939	10,131	10,310	10,050	2.05	100.0
貸付	都道府県農業公社	1,447	1,232	1,350	2,167	2,280	1,829	1.26	27.5
	市町村合理化法人	1,838	2,718	3,391	4,263	4,164	4,810	2.62	72.5
	市町村農業公社	313	473	597	911	707	864	-	13.0
	農協合理化法人	1,515	2,227	2,790	3,351	3,457	3,945	-	59.4
	市町村	11	18	4	1	0	1	-	0.0
	計	3,286	3,950	4,741	6,430	6,444	6,639	2.02	100.0

注：1)全国農地保有合理化協会調べ

2)平成11年度の市町村合理化法人の買入は、JA士幌町、JA知多、津南町農業公社、横田町農業公社、吾北町農業公社、豊北町

(2)認定農業者等担い手への集積

①都道府県農業公社の売渡面積のうち認定農業者に対するものは８割を超えている。
貸付は11年度では５割を超えたが、売渡に比べて低い。

○　都道府県農業公社の売渡（又は貸付）に占める認定農業者の割合（面積割合）

	売　渡			売渡前提の一時貸付			貸　付		
	10年度	11年度	合計	10年度	11年度	合計	10年度	11年度	合計
北海道	94.4	95.8	95.1	95.9	81.9	89.1	44.6	97.6	67.6
都府県	67.0	65.4	66.2	86.1	83.5	84.5	32.0	52.3	41.1
全　国	82.6	82.3	82.4	95.1	82.1	88.6	32.3	53.1	41.7

註：1)全国農地保有合理化協会調べ

2)認定農業者への売渡（又は貸付）割合＝$\frac{\text{認定農業者への売渡（又は貸付）面積}}{\text{都道府県農業公社の売渡（又は貸付）面積}} \times 100$

○圃場整備事業との一体的実施

資料２

①圃場整備事業との一体的実施により、地域全体で利用調整を行い、所有権と利用権を分離し、利用権レベルで担い手への利用集積と連担化を実現。

② ①に際して、農地の所有権、利用権の権利だけでなく、農作業受委託の仲介・あっせんについても、一体的に扱うことにより 効果的な農地利用調整につなげている県農業公社がある。

地域の農地利用の総合マネージメント

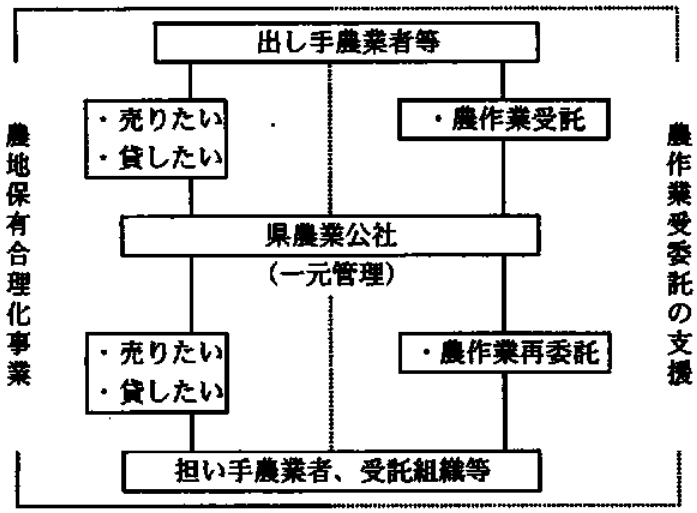

⑶農地保有台理化法人が利用権を中間保有することにより、その後の農地利用調整が
容易になる。 ブロックローテーションも可能。

圃場整備事業に伴う不換地希望（離農、規模縮小）への対応－農地保有合理化法人の買入と担い手への集積

○新潟県農林公社の買入実績の推移

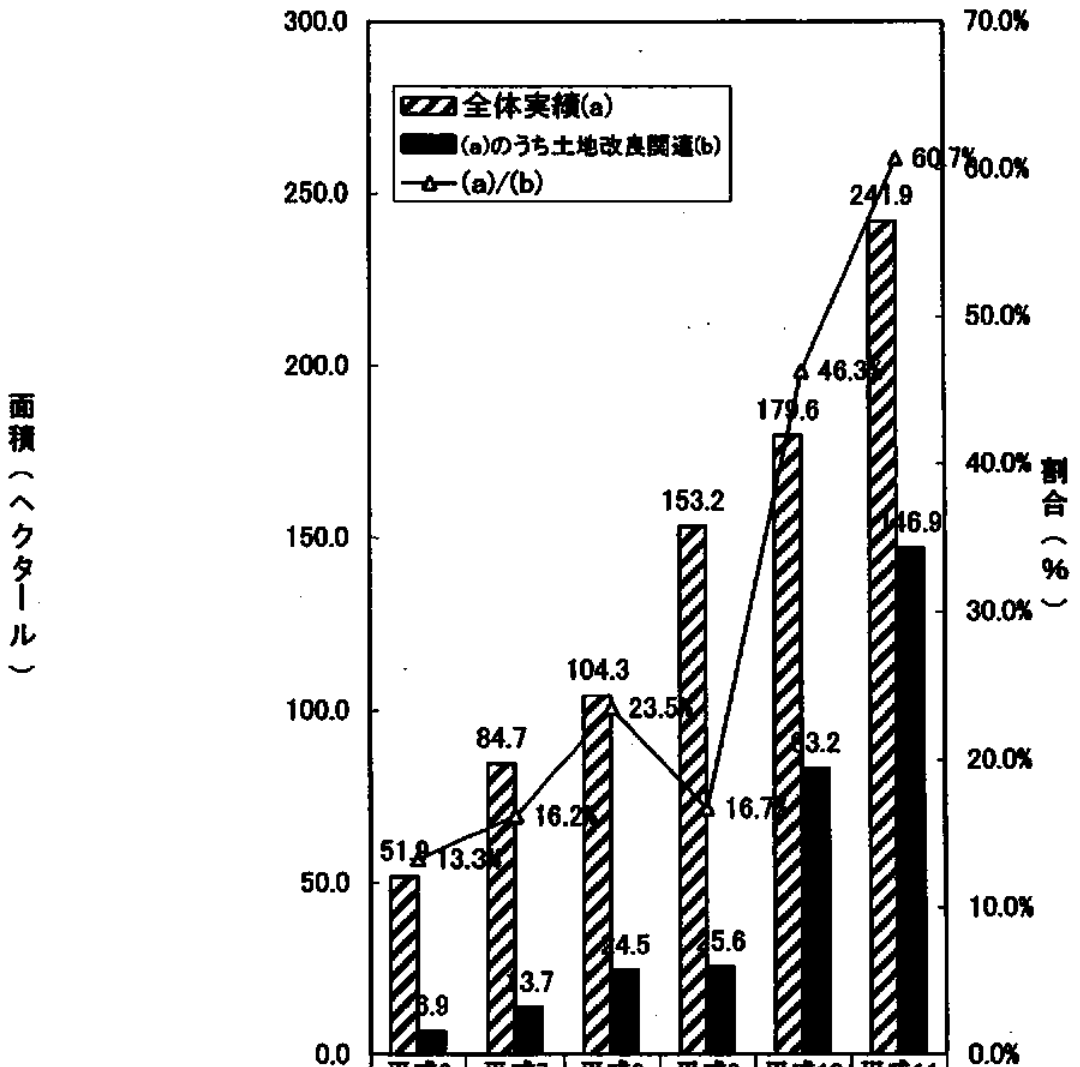

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
全体実績(a)	51.9	84.7	104.3	153.2	179.6	241.9
(a)のうち土地改良関連(b)	6.9	13.7	24.5	25.6	83.2	146.9
(a)/(b)	13.3%	16.2%	23.5%	16.7%	46.3%	60.7%

資料3

公社介入率と農地価格の変化率

純稲作地区　平成3～7年の市町村別公社介入率と価格変化率

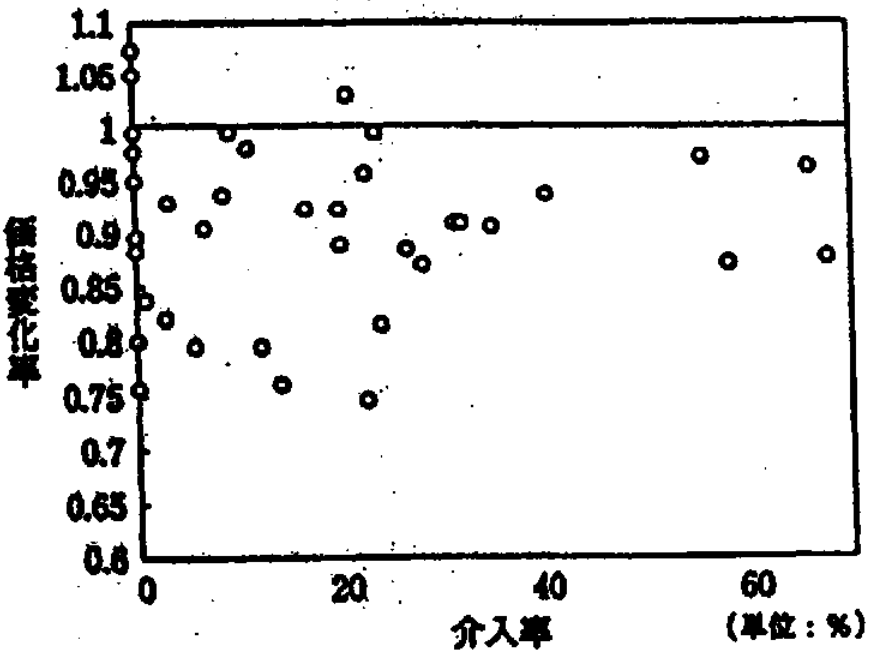

純畑作地区　平成３～７年の市町村別公社介入率と価格変化率

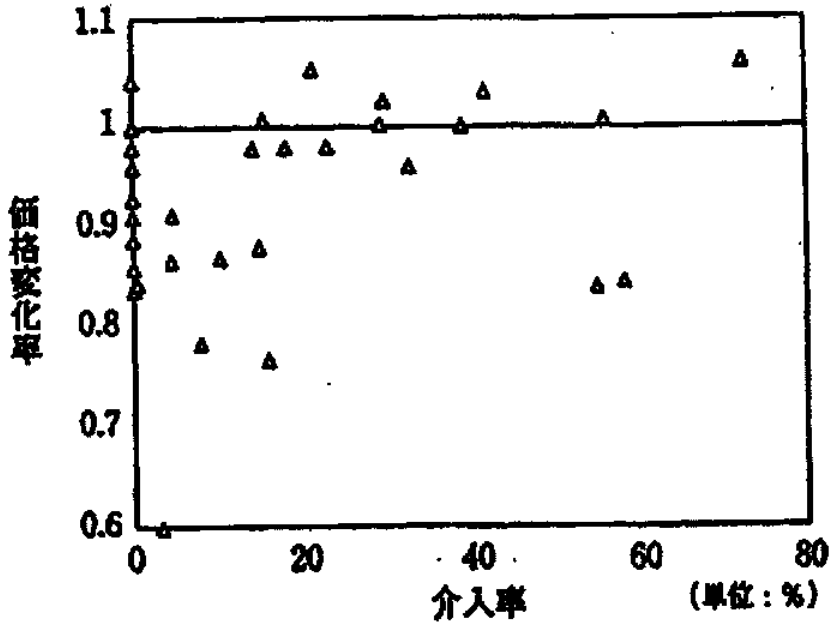

注：1）価格変化率は平成３年を１とした場合の平成７年の価格水準。

資料：全国農業会議所『田畑価格等に関する調査報告書―市町村別統計書―』各年版。北海道農業開発公社資料。

有償所有権移転率と農地価格変化率

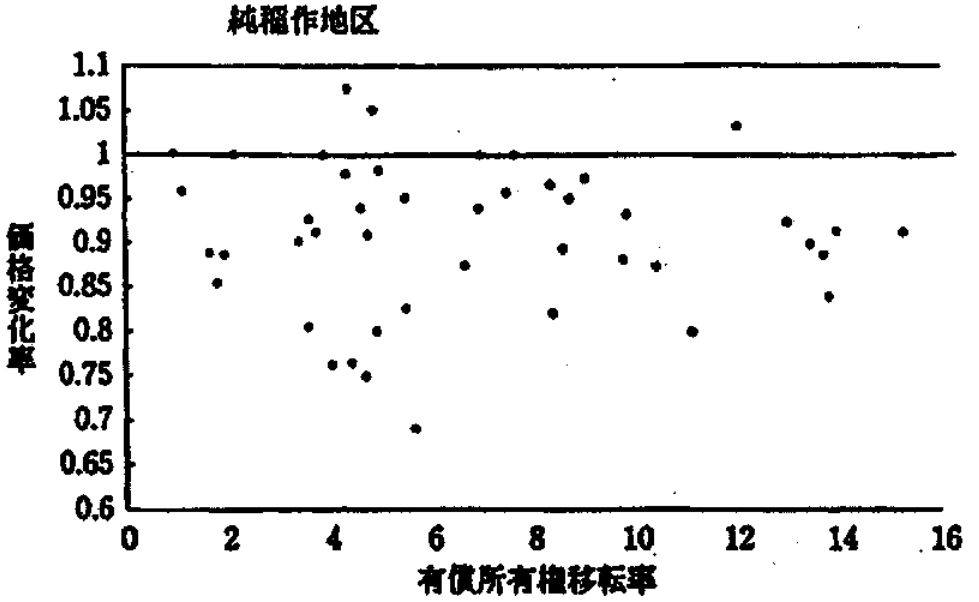

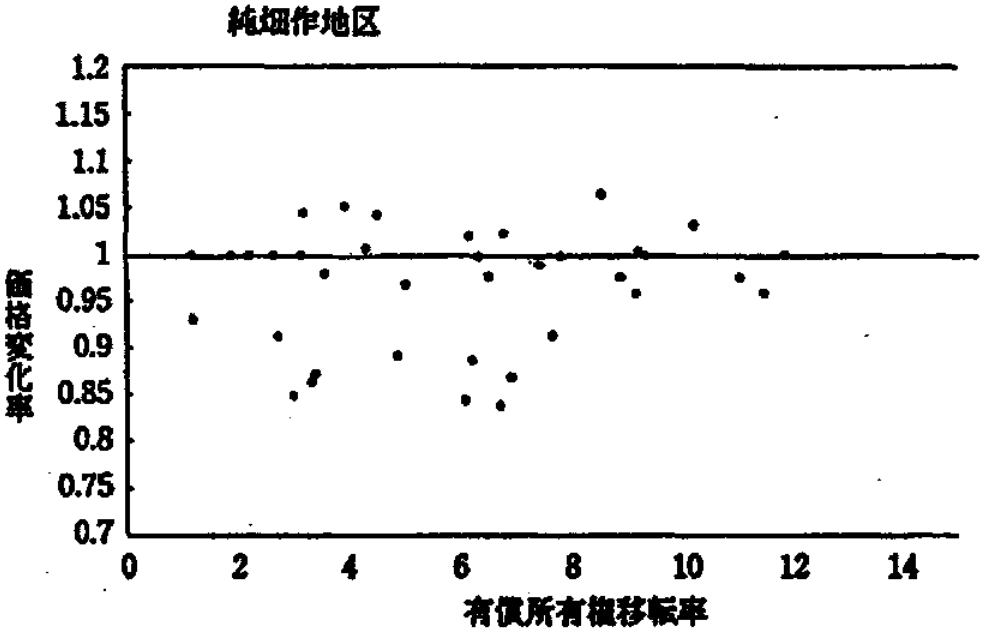

注：価格変化率は1991年を１とした場合の1995年の価格水準。

資料：全国農業会議所「田畑価格等に関する調査報告書―市町村別統計書―」平成３年および平成７年版。

農林水産省農政課「農地の移動と転用」平成３年版～平成７年版。

資料4

水田所有面積の借受け前と現在

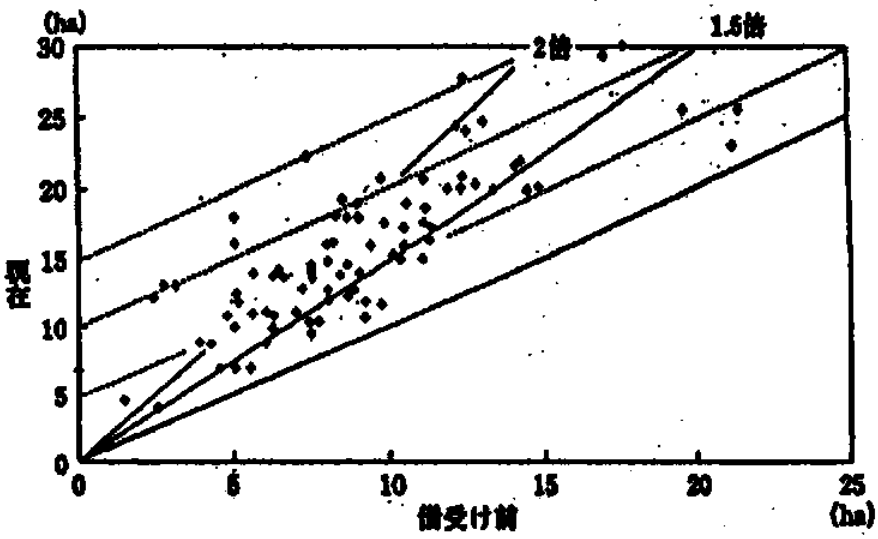

注：2時点の水田所有面積の記入のあった90戸の値をプロットしたものである。

資料　5

視点

公的保有で現状打開を

農地の大幅縮小で危機の日本農業

早稲田大学教授
堀口　健治

今は、日本農業の構造的な担い手が多数生まれ伸びる条件を必死に模索するときにある。十年、十五年後、今の推移では耕地面積と ころが、農業就業人口の大幅減小、耕作放棄地の増加、供給基盤の脆弱化などが予測される。

政府の「食料・農業・農村基本問題調査会」に出された最終答申の見通しは、現状の就業動向や年齢構成を加味した推計で、二〇一〇年の農業就業者は四七万人と、一九五五年の四割強へ、うち基幹労働力として中心的役割を担う六十五歳未満の基幹的従事者は七十四万人と半分になるとしている。農地は、耕作放棄の増加や経営規模の変化を入れて推計すると、二〇一〇年に利用される農地は三百九十六万ねで一九九五年の八割弱になるとしている。等しくべき数字である。

担い手に農地集積

こうした縮小均衡にならないよう、供給力を高める方策を、耕地基盤整備に向けて総動すべきだが、最大の課題として、確実な担い手への農地の集積に着目したい。耕作放棄のスピードが速く、担い手への農地流動量を上回りかねない現状を、大きく転換させなければならないからである。

そのために農地の公的保有を進めたい。手がかりは、現在ある農地保有合理化法人である。最も活発に活動している北海道農業開発公社は農地売買移動量の大半にかかわっている。大規模な借農で七%前後の高さである。北海道も今や借り手より貸し手が主流だが、これは地価の下げどまりがみえないので、規模拡大経営がさしあたり借入に重点を置いているためである。

これに対し、北海道農業開発公社は購入水田を十年間貸し付け、その後に借入者に売り渡す長期貸付事業に取り組んでいる。経年地価の二%を借入者から受け、それをまとめて購入し、規模拡大を目指す経営や団地化のために隣接地を求める経営に引き渡し、さらには地域全体の交換分合をスムーズにする土地ファンドを提供している。

未利用地制限策も

一方、地価の安い耕作放棄地は、市町村が購入して貸し付ける方式も考えられよう。農地を利用しない所有者には、売り渡しを強制してもよい。農地保有合理化法人にも税制の優遇措置のみで、所有者に売り渡しをすすめる今の方式から、フランスのように先買権を持たせてもよい。

確実な担い手を確保するため、こうした農地流動化への強制的手法、私権への制限が考えられてよいのである。株式会社参入論のごとく規制緩和で担い手がでるかのようにいう空論より、はるかに現状を打破する力は強い。公的保有農地は二〇%程度負担でインフラを整備し、担い手に貸す。農地整用機構の法人が入る余地はないであろう。地価、地代にも公的影響を及ぼせる方式である。

どに売られるかもしれないが、公的保有期間がより長ければ、地価の高い府県でも運用可能である。

★ 日本農業新聞　１９９８年８月１１日

パネルディスカッション

担い手農業者の育成と地域の農地利用再編に向けた農地保有合理化事業のあり方

コーディネーター

- 秋山邦裕／鹿児島大学経済学部教授

パネリスト

- 磯田　宏／佐賀大学経済学部助教授
- 村山元展／高崎経済大学地域政策学部助教授
- 徳永芳也／熊本県農地管理公社総務課長

【秋山】　コーディネーターを仰せつかりました鹿児島大学の秋山でございます。私、鹿児島に来ましてから今年でちょうど８年目に入りました。鹿児島に来る前、新政策の作成に携わりまして、その時に市町村農業公社について提言をいたしました。皆さんもご承知のように、市町村農業公社が合理化法人資格を取得できるようになりましたし、現在は、売買事業も実施できるようになっておりますが、そのきっかけを作る仕事に携わることができました。東京におりました時には北海道などを中心に、草地型畜産の調査を合理化事業の関係でさせていただきました。また、鹿児島に来ましてからも、ＪＡを中心に市町村農業公社、あるいは農業法人にどのように対応するかということで、冊子を作りまして鹿児島県で取り組むきっかけに多少協力をさせていただいております。

さて合理化事業との関わりはそれぐらいにいたしまして、最初に今日のテーマについて私なりに解題をいたしまして、それからパネリストの方々の自己紹介に移りたいと思います。先ほどご案

内がありましたように、本日のパネルディスカッションのテーマは、担い手の問題と地域の農地の問題、この２つが柱であります。一般に地域の農業関係の資源といいますと、人と土地と資本ということになりますが、そのうちの２大資源、人と土地をどう結び付けるかということが、本日のテーマの中心課題になろうかと思います。そこで、こうした課題が設定された背景について触れておきます。

１つは農業経営基盤強化促進法が制定され、昨年、今年が見直しの時期に当たっております。認定農業者については再認定の時期に入っておりますし、一部の市町村では基本構想そのものを見直していくということが、現在進められております。またもう１つ背景として大きなものは、今日のパネルディスカッションのコンセプトでも触れられておりますが、新基本法が制定され、その基本理念が提示されています。これが一番大きな問題です。この基本理念が変わったということですが、従来の農業基本法の場合には、農民のためということが中心だったわけです。今回の新基本法の理念は国民生活、あるいは国民経済ということが中心に据えられているわけです。そういう意味では農民だけに焦点を合わせていたのでは間に合わない、そういう時代に入ったということになろうかと思います。またそうした政策の策定、評価等に国民が参加するという形で進められているのが特徴ではないかと思います。

次の点といたしまして、これまた合理化事業と大きくかかわりがありますが，農地法の改正論議。これは前国会では審議未了で廃案になりましたが、現在審議が始まっております。今度の国会で恐らく通ると思いますが、先ほどのご講演の中でも触れられておりましたけれども、農業生産法人の要件が緩和される。そのことによって株式会社の形態が恐らく認められ、その株式会社を含めた生産法人に自治体も出資できるようになる。こういうような改正案が出されて今議論されているわけです。もうすぐ来年度か

ら実施されるというようなことを想定しておかなければならないと思います。

また、来年１月の省庁再編により農林水産省が４局体制になる。これは皆さんご承知のように、総合食料局とか生産局、経営局、農村振興局ということでありますけれども、合理化事業との関係で言いますと、構造改善局という局がなくなって、いわば経営局の中の１つの課になるということです。このことから、経営という観点を持たない事業は、来年１月からはやっていけなくなるということが想定できるわけです。そういったことも背景にございます。またこれまで「新農地保有合理化事業推進プラン」というのを進めてまいりまして、今年がその最終年で中間総括、資料でも出されておりますが、そういったものをもう１度お互いに確認して、新時代に向けた合理化事業の使命、役割の明確化ということに資するための議論が今日できれば良いなと思っております。

さて、今日はパネリストがお三方いらして、専門家の方、あるいは現場の第一線でやっておられる方々ですので、それぞれ自己紹介していただいて、事業とのかかわり、あるいは今日のディスカッションで、ぜひこの点は議論したいという論点を、事前に提示していただければと思っております。それでは磯田先生よろしくお願いいたします。

【磯田】　佐賀大学に勤めております磯田と申します。よろしくお願いいたします。まず簡単に最近何をやっているかということを紹介させていただきます。私はここ７、８年は二足のわらじと言いますか、主として２つの分野の調査研究をしておりまして、その１つは今日のテーマと直接関係ないんですが、アメリカのいわゆるアグリ・ビジネスであるとか、農協であるとかの動き、実態分析の研究をやらしていただいております。それからもう一方のわらじとして、国内の農業構造問題の実態、地域における構造政策の推進の在り方の実情などについて、合理化協会の調査事業を、特に九州の分についてお手伝いさせていただくという形を通じて、

今日お集まりいただいている各県の方々にも、あちらこちらでお世話になっております。

今日の論点といいますか、ほかのパネリストの方々との討論を通じて、私自身何かしらのヒントを得て帰りたい、勉強して帰りたいなと思っていることを3点ほど申し上げておきます。

1つは担い手の育成と言います場合に、担い手のあり方なり、あるいは育成できる条件なりというものが非常に多様化してきています。例えば水田の土地利用型農業に即して言えば、米価が低落基調で不安定化しており、また、生産調整が非常に拡大されたという状況の中で、全体として担い手の育成というのはなかなか難しい時代になっております。その中で、大規模経営もあれば、他方の極には集落営農というのも起こってきているなど非常に多様化してきております。

また、その場合の農地の集積についても、先ほどの鹿児島県公社のお話にも反映されていたかと思いますが、単に売買だけじゃなくて、賃貸借、作業受委託、それから私の住んでいる北部九州なんかではそうですが、期間借地、裏作の期間借地といったいろいろな集積のパターンと言いますか、経路が出てきているし、担い手の方々自身の要求も非常にさまざまであります。その辺りとの関連でそれぞれの地域で担い手の育成なり、そのための最適な集積手法というのをどう考えていったら良いのか、だれがどうそれを仕組んでいったら良いのかといったような問題意識を持っております。

2つ目は地域ぐるみの農地利用再編ということが、今日の全体のテーマにもかかわってくるかと思いますが、例えば集落営農等の問題についても、結局その集落なり地区で、農地の利用再編を主体的に自分たちの問題として意識し、それを議論し、そして実践していく出発点といいますか、契機というものがどう現れてくるのか、そしてそれを市町村なり、あるいは合理化法人といった機関がどう政策的にサポートしていけばそれがさらに発展してい

くのか、というようなことについて考える必要があります。その中で合理化事業の位置付けというのも考えていくことになるのかなと思っております。

最後に３点目ですけれども、今の話ともかかわりますが、現場である市町村レベルにおける構造政策、あるいは１つの柱である農地の集積を具体化し、施策を推進していく体制。農政課なり農業委員会なりＪＡなりそれぞれの系統が、さまざまなメニューをいわば上から提示されてきているわけですが、それらを現場でどう統合していくのか、セットしていくのか。その体制なり、推進役の人材をどうするのか。その中に合理化事業をどう位置付けていくのかという問題があるのかなと思っています。

そういう点で議論に参加していきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

【秋山】　どうもありがとうございました。論点が３つ出ておりますが、これは後ほど議論していきたいと思います。それでは続きまして村山先生お願いいたします。

【村山】　高崎経済大学の村山です。高崎経済大学というのは名前の通り、経済学部しかない単科大学でした。それが５年前に地域政策学部という新しい学部ができまして、それで、大学に赴任したという次第です。地域政策学部というのは一体何かということなんですが、狙いとしては市町村を中心にした地域づくりの担い手と言いましょうか、市町村の職員や農協の職員、もっと言えば合理化事業等に携わる職員など、地域づくりの人材を養成することを目的に作った学部です。

地域政策学部に移って、研究スタイルもちょっと変えたというか、調査をやる時の視点が地域農業ないしは地域農政から見た国の農政という視点に変わってきたという感じがあります。といいますのは、新基本法について、その良し悪しは別として、個人的な印象としては画一的な政策なんじゃないかなという印象をずっと持ってまして、それに対して地方ないしは地域が抱えている問

題というのは多様で、非常にいろんな問題を抱えている。さらに地方分権という中で、今は、やはり地域の中から、市町村ないしは県から国へ農業政策を提案していく、地域から発言していく。その代わり地域は地域として自分たちの農業政策に責任を持つという、そういう時代に突入するんだろうと思っているわけです。そういう視点から、地域にできるだけ根ざした調査研究をやりたいと思っています。

合理化協会との付き合いは非常に長くて、高崎経済大学に行く前は、日本農業研究所というところの研究員をやっていました。合理化協会の住所が日本農研ビルになっていると思うんですけれども、私は大家の職員だったんです。大家だったせいもありまして、協会の皆さんから調査をさせていただいたという、そういうメリットもあって、全国各地の調査をさせていただいたと、そういう経緯であります。

今回の議論の問題点、問題意識ということになるんですけれども、磯田さんがおっしゃった3つの論点とほぼ重なるんですが、もう少し自分のオリジナリティーを出すとすれば、やはり先ほどから言いましたように、市町村レベルの自治体農政が、これから自立していかなければならない。自治体農政が自立する過程で、県公社を中心とした合理化事業がどういうふうにコミットしながら、ともに提携し、支え合いながら農業政策、構造政策を推進していくか。その中で県公社がどうやって自分たちの基盤を作り上げていくかというような問題意識で議論に参加していければと思っています。

特に最近調査していますと、先ほどの新政策との絡みでもあるんですけれども、担い手、つまり効率的安定的な経営体に農地利用集積をすれば、その地域の農業問題が解決するという、そういう状況でも必ずしもなくなりつつあるんじゃないか。これも後で議論したいんですけれども、つまり担い手を育成するという問題と、地域の農地、資源を守っていくという問題とは必ずしもイコ

ールにはならない。かなり微妙にずれてきているのが実態ではないか。そういう中で本当に多様な担い手をどのように組み合わせて地域の農業構造を作り上げていくかと、これが市町村に問われている。それを農地政策の面からどうやって支えていくか。これが県の公社に問われているだろうと思っています。そういう問題意識で議論に参加していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【秋山】　どうもありがとうございました。それでは最後に熊本県の農地管理公社の徳永さん、よろしくお願いいたします。

【徳永】　ただ今ご紹介をいただきました熊本県農業公社の徳永でございます。

私ども熊本県の農業公社、正式には熊本県農地管理公社と申しますけれども、合理化事業のみをやっている公社でございます。ブースを見ていただくと分かりますように、鹿児島県公社さんの場合多様な仕事をやっておられますけれども、熊本県公社の場合には農地の売買、貸借を中心とする合理化事業のみをやっております。熊本県は隣の県ですのでイメージしていただけるかと思いますが、天草から中央平野部、そして九州山脈の阿蘇に通じるような、島しょ地域から山間地までの非常に多様な地域を抱えている県でございます。地理的な条件も含めて地域の実情というものが非常に違うということは、日ごろから実感しているところですけれども、そういう地域の中で県の公社の事業といたしましては、現在売買を中心に年間１００ヘクタール程度の事業を実施しております。

そのほかどこの県公社もやっておられますが、農地を買い入れた農家の方へ助成金を交付する事業、あるいは農作業受託料前払い資金の貸付事業、あるいは農業機械のリース事業、こういう事業を実施しております。

先ほどの鹿児島県公社の事例発表にもございましたように、平成７年度以降は、都道府県農業公社が自らの発意で策定した「新

農地保有合理化事業推進プラン」の計画に基づきながら事業を実施してきたところでございます。そういう中で特徴的には国、県、全国協会の機能強化事業の支援を受けて、駐在員３名を３ヶ所の市町村段階の合理化法人に、熊本県の場合にはＪＡなんですが、派遣しております。これは県公社だけでということではなく、市町村の合理化法人を含めたところで合理化事業を活用した賃貸借部分における流動化の総量を、とにかく増やしていきたい、合理化事業活用の賃貸借を、県内で増加させていきたいという意図をこめて実施しているものでございます。

昭和４６年から始まりました合理化事業の歴史の中で、当初県公社のみで売買、あるいは貸借を中心に農地の移動、流動化というものに取り組んできた時期から、現在、市町村段階の合理化法人と手を携えながら、共同で農地の流動化に取り組む時代へと、大きな流れの変化というものを感じております。

合理化事業は規模拡大に寄与するということを目的の１つとしています。それぞれのお立場からその規模拡大のテンポがもっと量的に多くなくてはならない、合理化事業がもっと寄与しなければならないというように、そのテンポについての評価の違いというのはあるかもしれませんが、事業に携わってきた実感としては、農業委員会のあっせん事業なり農業経営基盤強化促進事業、あるいは私どもが実施しております農地保有合理化事業等を活用して規模拡大を希望する農家の方が、農地がどこかにないだろうかと困っている時代ではなくなってきたのではないか、以前は農地を求めるのに非常に苦労していた時代でしたが、今では出し手が非常に多くなってきたという時代に変わってきているのではないか、と感じております。

そういう中で個別規模拡大を希望される認定農業者等の担い手への農用地の集積というものについては、それなりに進みつつあるのではないかと考えております。ただ、土地利用の連担化という問題、団地的に耕作をしていくための農地の集団化という問題

については、まだまだ大きな課題として残されていると感じております。そのことに対して合理化事業がどのようにかかわっていけるのか、今までもかかわってきたけれども、今後なお一層個人間の農地移動への介在というものから、集落を単位とした集団的な土地利用調整への介入という方向へ、大きく軸足を移していく必要性を感じている状況でございます。

【秋山】　どうもありがとうございました。パネリストの方々には自己紹介だけではなくて、もう論点と言いますか、討論に入っているような内容をご報告いただいております。さてそれでは今日の柱立て、担い手の問題と地域の農地の利用再編と、２つございますが、担い手農業者の育成という柱のほうに移っていきたいと思います。

担い手の問題を最初に持ってきて議論をしようということで相談いたしましたのは、先ほど徳永さんのお話の中で出てきましたが、人と農地、ともに貴重な資源ではありますけれども、どちらが現在希少資源なのかということで考えますと、かつては農地だったんでしょうが、現在は人です。それも単に労働力ということだけではなくて、地域をマネージメントできるような、そういった人材が不足しているということではないかと思います。従いまして今日、この担い手農業者の育成という問題、希少資源をいかに生かしていくのかというようなことで、事業とのかかわりについて議論をしていきたいと思います。

これから事例も踏まえてパネリストの方々にご報告いただきます。まずこの担い手ということで現在進められている政策は、経営基盤強化法に沿った認定農業者の育成ということでありますが、この認定農業者の育成ということと、それと従来の構造政策、これが経営基盤強化法の中に同居しております。どうもこの２つがミスマッチしているんじゃないかと、私は考えております。これまでは合理化事業はどちらかと言うと、構造政策のほうに軸足を置いてたんではないかと思いますけれども、これからはいわゆる

経営政策、担い手政策に両足と言いますか、片足はきちっと置かないと事業展開が順調に成果を挙げられないという時代に入るのではないかという気がしております。

担い手の多様性と流動化の方向

【秋山】　もしそうであるとすれば、この担い手政策の中で特に重要な分野といいますのは、市町村レベルでの基本構想、それから経営者自身が認定を受けるために作ってくる経営改善計画であります。こういったものにそれぞれの県公社なり、あるいは市町村レベルでのＪＡ、あるいは市町村農業公社の方々が、どういう形で参画しているのか、これまで参画してきたのかということと、これからどうかかわっていくかということが本当に問題にされる時代に入ったのではないかと思います。こうした点につきまして、担い手育成政策と合理化事業という関係で、事例を踏まえてそれぞれ話題提供していただきたいと思います。まず磯田先生から九州の事例を踏まえて担い手の多様性と流動化の方向というようなことでお話いただければと思います。

【磯田】　そうしましたら担い手の多様性に関連して、私の数少ない知見といいますか、事例を紹介しながら討論に参加したいと思います。あらかじめご承知おきいただきたいのは、必ずしも紹介する事例の数字的なものなどが最新のものとは限らない、つまりここ３、４年かけてあちこちで調査したり視察させていただいた、そういうことですので、場合によっては数値や事情が多少変わっている場合もあるかと思いますが、その点はご了解いただきたいと思います。私の場合、比較的平たん部、あるいは中間部の水田農業地帯を勉強させてもらう機会が今まで多かったので、その範囲で担い手のいろいろなパターン、多様性ということをごく簡単に整理してみましても、数は非常に限られていると思いますが、面積で言いますと30ヘクタールとか、50ヘクタール以上を目指し

ていくような法人大規模経営型というような経営体が成長してきています。

私が伺った例でいけば、鹿児島県の北部にあります大口市に、今日そちらのブースのパネルでも一部紹介されているようでしたけれども、そういう経営が育ってきています。そういう場合は雇用なども入れながら、コメの独自販売にも非常に力を入れていくというところが共通しているように思います。基本的には家族2人、夫婦2人の労働力の範囲内で、10ヘクタールなり15ヘクタール程度を家族専業経営として追求していくタイプ。あるいは野菜園芸、施設園芸などの産地などで見られますのは、5ヘクタールなり10ヘクタールぐらいの程度で、収入的に言えば施設園芸を中軸としながら土地利用型農業も複合経営としてやっていくというタイプ。そしていわゆる営農集団、地域農業集団型の担い手育成の方向を模索している地域と、いろいろあるかと思います。また、先ほどのお話でも出てきましたけれども、どういうタイプの経営体として、あるいは担い手として確立しようとしているかということや、その地域の条件に応じて農地の集積の在り方なり、それからもう1つは空間的な、どういう範囲で農地なり作業なりを集積していきたいかという要求も、非常に多様性を持ってきていると思うんです。例えば30ヘクタールとか50ヘクタール以上を目指すという経営になってきますと、地域的な範囲でいえば、もう当然自分のいる集落とか隣接の集落という範囲ははるかに飛び越えたところで、農地なり作業の集積を図っていきたいと考えておられるわけですし、そうしますと旧村なり市町村、あるいはそれを超えた範囲で、そういう担い手の要望に応えていける流動化推進の体制なり、サポートが必要になってくると思います。先ほど鹿児島県の場合に、まさに作業受委託の介入といいますか、関与が非常に大きくなってきているというお話があったんですが、米価が低落化する、不安定化するという中で、もう1つは、大規模化が進んでくると水路とか畦畔の管理まで必ずしも全部対応し切れ

ないという面があったりということで、作業受委託が経営の中で、一過性ではなく恒常的にかなり重要な位置付けを持ってくるという場合が当然出てきます。

しかし、県公社で作業受委託の前払い事業などをやっている場合を例外とすると、合理化法人の場合も、農業委員会でも、なかなかこの作業受委託は把握できていない。どのぐらいあるのかも分からない。従ってそれを誘導したり方向付けしたりするということがなかなかできない。機械銀行のような経験を持っている農協辺りがそういう可能性を持っているかとは思うんですが、農作業受委託が構造政策といいますか、担い手を育成する政策の土俵にまだ十分に上り切れてない面があるんだろうと思うんです。

期間借地の場合、裏作期間借地の場合にも、そういう問題があるんじゃなかろうかと思います。そういうふうにしてみますと、農地の流動化のタイプとしての売買、賃貸借はもちろんですが、今申しましたような期間借地、それから作業の受委託、あるいは水田農業活性化対策大綱ですか、いわゆる確立助成の最高を貰うと７万3000円になるという例の話ですが、ああいうものが出てくると、転作営農の担い手、あるいは転作地の集積ということも課題になってきます。そうしますと担い手を育成するための農地、作業、あるいは転作という部門を集積したり調整していくという中身も、空間的なレベルの違いという点でも非常に多様化しているわけでありまして、そういう多様なものを、売買だったら公社、賃貸借だったら農地法なり経営基盤強化法にのってくる範囲では農業委員会が従前で言いますと守備範囲となります。

総合的なコーディネート

【磯田】　それから作業受委託はなかなか守備範囲と言えるほどの機関がどこにもないけれども、しいていえば一部の農協というふうに、それぞれがそれぞれに守備範囲があって、その守備範囲の

中では一定のサポートなり、積極的な役割を担ってきた、少なからず担ってきたわけです。しかし、最近はそれが同じ地域なり同じ自治体の中でも非常に同時平行的に、かつ多様な要求として出てきている、そういう局面だろうと思うんです。そうしますとそれぞれの機関等が持っていた得意分野をいかに総合して、それぞれの地域なり個々の担い手のニーズに応えて、どのメニュー、どの手法がどの地区にはどういう形で一番最適かという判断なり提示なり、そして具体的に中に入った支援、指導というものをしていくかという体制なり、人材配置の在り方なり、いろいろな事業のパッケージなりの提示の仕方というものが必要になってきている、そういう局面になってきているんじゃないかなと思います。そういう意味の総合的なコーディネートなり、マネージメントということが農地の流動化を、先ほどの秋山先生の言葉にありましたような、単なる物量的に土地を動かすという流動化政策に終わるのではなく、具体的な農地の管理なり農業生産の担い手の育成により密接に結び付いていく形で推進していく場合には、非常に切実に求められているのではないかと思っております。

【秋山】　どうもありがとうございました。総合的なコーディネートといいますか、そういう仕組みをどういうふうに作っていくか、これは真剣に取り組まなければいけないというご発言だったかと思います。それでは続きまして徳永さんから、この間の新農地保有合理化事業推進プランの中間総括も踏まえて、事例の報告をお願いしたいと思います。

【徳永】　事例報告という形になるのかどうか分かりませんけれども、お手元の資料に「農地保有合理化事業推進プランの中間報告」ということが資料として出されております。ＵＲ対策が始まった平成７年に、とにかくＵＲ対策事業を着実に実施していくための計画をきちっと自ら策定しようではないかということから、全国の都道府県公社で「農地保有合理化事業推進プラン」を策定して、平成１０年度には中間見直しをし、プランを着実に実践す

るために年々のアクションプランを作りながら、事業を実施してきたという経緯がございます。

これについては資料の中にその実績が事業トータルで約１．５倍になった、あるいはこのフォーラムも軌を一にして開始したということも書いてございますが、地方駐在員等の設置の必要性も強く意識して今後推進していこうということで力を入れてきたところでございます。いわゆる都道府県の農業公社と農村の現場に橋を架けるということで、駐在員を設置しようということでございました.

その他に地方の駐在員設置と考え方は方向性として同じことなのですが、市町村段階の合理化法人との連携を強めていこうではないか、都道府県公社だけではなくて市町村段階の農地保有合理化法人と連携をしながらやっていこうということで合理化法人協議会の設置も進めてきました。先ほど、まさに地方の時代といいますか、地域農政というものを念頭に置いて、今後市町村農政がベースになって進めていかなければならないのではないかというお話がございました。地域農政という言葉自体は以前からあったわけですけれども、今、合理化法人の組織としても地方との連携ということを強く意識しているところです。

地域の実情に応じた担い手の育成

【徳永】　担い手の問題ということですが、担い手は現場におられるわけで、土地利用調整という観点、農地の流動化、土地の移動という面から見ますと、集落段階で今後とも存続可能な農業経営体の方がおられるかどうか、それぞれの集落によってその状況が異なってくるんだと思いますけれども、存続可能な経営体がおられるか、おられるところは良いのだけれど、おられないところは、どういう対策を立てていくんですかということになるわけですから、そこら付近が問題ではないか。

当面、機械利用組合であるとか、個別の受託農家によって地域農業が支えられているという状況もあるわけです。ただ高齢化が進む中で、農作業を委託をしている側がいつまで農業経営を続けていくのかが、近々問題になってくると思っております。私どもの公社では農作業の受託料の前払いをしておりますので、前払いの貸付を受けた農家にアンケート調査をしてみました。委託をした人がやっぱり近い将来もう耕作しないと、農地は貸すよという時代が来るのではないか、じゃあその時、農作業を受けている皆さん方はどうなさるのですかとの問いに対して、「やっぱり集落の農地というのは自分たちが受けていかないといけないだろうな」という認識を持っていらっしゃる方が、アンケートの結果では非常に多かったということです。

ただアンケートの対象者は個別農家として経営体として、法的にも農地の受け手となることの出来る方々であり、そういう方がそういう認識を持っていらっしゃるということで、力強く思うのですが、一方で、農地問題の観点からは、任意の機械利用組合等があるからその地域は安心だということにはならないと考えております。理由は、任意の組織は農地の受け手となることは出来ないからです。当面地域農業を支えている任意の機械利用組合等が、今後農地の受け手となれる農業経営体に移行していくのかどうか、そこら付近が問題ではないかと思っております。

いずれにせよ、平坦地から中山間地まで地域条件の差というものは非常に大きいわけですから、その地域その地域の状況に応じて、その担い手のイメージというのも変わってくるのではないかと思っております。

例えば中山間地域の直接支払い制度の対象者は、耕作をしている人という非常に幅が広くなっております。合理化事業として支援していくのかどうかということとはまた別問題であろうと思いますが、本当に条件の悪い地域の中で、担い手はだれなのかといった場合に、高齢農家であれ兼業農家であれ、小規模農家であれ、

鍬と鎌を持って田畑を耕しているという方々であれば、やっぱり農業に携わってもらっているということで頑張ってほしいなという気持は持っております。

【秋山】　どうもありがとうございました。駐在員の話とか、それから市町村農業公社との連携。熊本の場合には市町村公社との連携のための組織が平成７年に作られて、全国の中でも一番早く取り組まれているところであります。また作業受委託とかそういった問題についても将来的には地域の受け皿、集落法人、あるいは多様な担い手が必要であるというお話だったかと思います。それでは続きまして村山先生から、地域農政の展開と地域農業の担い手の問題についてお話いただきたいと思います。

【村山】　先ほど秋山先生から経営政策といいましょうか、そういうところに意識して取り組んでいかなければ合理化事業の将来はないんじゃないかということで、私もそれはその通りだと思うんです。付け加えて言いますと、地域の側からそういう問題を見た場合に、担い手が企業化して経営発展していくという話と、しかしそこではカバーできない地域の資源というか地域の農業問題がまた別にあるという、つまり地域農業という立場から見れば、あるいは地域農政という立場から見ればそういう地域の資源管理という問題と、経営体の育成という問題が両方あって、両方やらなきゃならないところに難しさがあって、そこに合理化事業の機能というか役割というか、そういうのが生きてくるんじゃないかというのが、私の基本的なスタンスであることを、まず確認した上で、そうした経営発展といいましょうか、担い手が育っていく時の経営の在り方を見ますと、やっぱり環境の変化に対して、非常に機敏に反応するというか、それがまさに経営者、経営だろうと思うんです。

【村山】　例えば米価が安定している、あるいは米価が上がっていく、そういう時にはやっぱり積極的に規模拡大を図るし、逆に米価が今回のように落ちていく、そんな時には複合部門を拡大していくとか、あるいは最近の話で言いますと、作業受委託を増やすとか、あるいは施設園芸を増やすとか、あるいはもっと言うと加工とか販売とか、そういった高付加価値を付けて対応するという方向に、経営の方は発展の過程で変化していく、こういうことだろうと思うんです。ですから経営育成というか経営発展を支えていく場合には、そういう個々の担い手の経営の展開の仕方を機敏に把握した上で、それをサポートする。そこに合理化事業で何ができるか常にアンテナを張っていくという、そういうのが１つあろうかと思うんです。

それと関連してなんですけれども、実は月曜日と火曜日に佐賀県で調査した事例でいいますと、非常に70年代後半、80年代に入って規模拡大が急速に進んだところで、大体７ヘクタールから10ヘクタール規模の経営があって、米麦プラス施設園芸の複合経営タイプなんです。彼らに話を聞いてみますと、大体米価の影響も大きいんでしょうけれども、もうこれ以上の規模拡大はここで一応やめたいと、どちらかというと施設のほうに力を移してそこで収益を上げていく方向に移りたいんだ、あるいはこれは面白かったんですけれども、コメはもうからないで麦はもうかるというんです。

だから裏作の借地はどんどんしていきたいとか、かなり意識が変わっている。初めてそういう話聞いたんですけれど、規模拡大から複合化へ、あるいは期間借地へという、そういう方向にずっとシフトしていってるというのがあります。そういうところで農地をあっせんしようとすると、担い手農家は新しい機械を更新しなければならないんです。そうするとその新しい機械を更新する

と、また規模拡大をどかっとしないと合わないという、こういうことになっていく。したがって、現状では規模拡大は抑えておきたいというのが担い手層の意識だったわけです。それでも賃貸借がいろいろあるんで話を聞いていくと、こういうことだったのです。ほ場整備が済んだ最低でも30アール区画、できれば50アール区画の水田は借りる。その代わりそれまで借りていた10アール、20アールの区画の田を返すというように変わってきているわけです。つまり経営としてはそういうふうにして合理化を図っていくんだけれども、逆に地域全体から見ると、そういう小区画の農地がどんどん出てきて、どうしようかという話に当然なってくるわけです。

それはどうするかというと、他方で定年退職していくような人たちが機械利用組合を作って、いわばあぶれた農地をカバーしていく、あるいは作業受委託でもって作業だけは面倒見ましょうという、そういう雰囲気に変わっていくということです。何が言いたいかというと、担い手という言葉を１つ取っても、実は今の局面を取ってもそういった効率的、安定的な経営、経営発展を施設園芸のほうで伸ばそうとする経営体もあれば、片方でその地域の農地を守るために機械利用組合を作って高齢者が頑張るというパターンもあれば、そういう担い手が複数存在して、それで全部で何とか地域農業が維持し発展されているという、皆さんも恐らくそういう認識を持っていると思うんです。そういうふうに担い手をやっぱり地域のレベルで言いますと具体的に見極めながら、じゃこういう担い手には合理化事業でこういう手当てがあるんじゃないか、こういう担い手にはこういう手当てがあるんじゃないかという、あるいはもっと言えば農地の集団化に取り組めば、もっと両者がうまくいくんじゃないかとか、そういったさまざまな事業の在り方が具体的に提案されていくんじゃないかというようなことが想定されるわけです。

【村山】　そういった具体的な担い手の経営の中で合理化事業を見るというのが、私の言いたいことの１つです。それが多様な担い手ということにつながると思うんですが、もう１つは担い手のあり方も恐らく５年後、10年後、15年後というので随分変わっていくんだと思うんです。それは経営環境の違いによってまた変わってくるだろう。米価が上がるとか何か収益性の高い複合作物が導入できたとか、そういうのでまた随分変わってくると思うんですが、そういったいわばカメラのズームレンズで言いますと、35ミリから70ミリに伸ばしていくと、焦点がずんずん変わってくるというように、時間を何年か期間を追うことによって、その地域の農業構造も変わってくる。その変わる農業構造を読みつつ、事業を仕組んでいく。そういうもう１つの在り方というんですか、そういう地域の１つ先を読むことが問われているんじゃないかなというのが、私の意見であります。

【秋山】　どうもありがとうございました。今の村山さんのご指摘にもありましたけれども、担い手といいますか、非常に多様な形で進んできています。担い手に農地を集積するという時代はもう終わったんだというご指摘がありましたけれども、これまでは認定農業者をたくさん作っていけば自動的に担い手は育ち、そこに農地が集積するというような考えがあったと思うんです。皆さんも市町村レベルでの認定農業者の実態をご覧になるとお分かりいただけると思いますが、土地の受け手としての認定農業者というよりは、施設園芸とかあるいは加工型畜産、そういった集約的な経営のところのほうが先に認定を受けてきておりまして、むしろ土地としてはもう余っているから部分的にはほかに貸したい、作業委託で出したいというような者まで認定を受けてきているわけです。そうしますと認定を受ける人の数が増えれば土地が集積するというよりも、むしろひょっとすると余ってくる。専業経営と

いいますか、そういう担い手のところでも土地が余ってくるというようなことが発生するわけで、そういったことに対して、これまで十分な取り組みといいますか、対策というのが取られてなかったんじゃないかなという気がいたします。

さてそれでは一巡いたしましたので、ここで合理化事業と担い手の関係ということについて、さらに議論を進めていきたいと思います。

皆さん合理化事業と担い手育成で最も密接に関連している事業というのは、どういう事業だとお思いですか。農地の売買とか貸借とか作業の受委託、私はこれじゃないと思うんです。

人づくりとの関わり

【秋山】　皆さんを前にしてこういうことを言うと失礼ですけれども、むしろ人づくりということで言えば、私が非常に期待していたのは、研修事業です。それからもう１つは法人化の推進ということがありますので、それに対して合理化事業が積極的にかかわるという点で言えば、農業生産法人出資育成事業というのがございます。この２つが一番担い手育成と密接に関連した事業だと思われるわけですけれども、この実績が芳しくありません。全国の都道府県の公社で青年就農促進法に基づく青年農業者育成センターの指定を受けている公社ですけれども、これが現在20になっております。そういう意味ではその新規就農なり高齢者の就農をバックアップする形は一応できているわけです。

しかし、実績資料を見てみますと研修事業の実績は平成７年全国で18名。平成８年が26名、平成９年23名、平成10年23名、これ一部だぶっているところがありますので、全国でこういう数字ですから、あまり芳しい成績ではない。かつその内容を見ていきますと研修を受けている人がＪＡ職員として雇用とか、農業管理センター臨時職員として雇用と書いてあるんです。研修ということ

と雇用をはき違えているというか、極めて初歩的な間違いがあるわけです。こういう実績資料を見ても、やはり真剣に担い手育成に合理化事業はどう取り組むのかということについて議論をし直して、使命をもう一度明確化すべきじゃないか、と私自身は強く思っております。

それともう１点、生産法人出資育成事業についてですけれども、この間全国でどれぐらいこれが活用されたのか。予算は私ども農水の資料などで見ますとこの事業費というのはふんだんについていたわけです。これで合理化事業を利用して、生産法人の育成ということにかなり支援策が取れるということで喜んで宣伝していたんです。ところがこの間の実績は全国で23件です。実際出資した面積は186 ヘクタール、使ったお金は２億5000万、実施したのは９県しかありません。ですから研修事業とかこういう出資育成事業というのは本当に活用するというような気持ちを、県公社、現在はは市町村公社も実施できますので、そういったことを真剣に考えてみる時期に来ているのではないかと思います。

さてそれではこの担い手の問題について、さらにもう一度皆さんにお話を伺いたいと思います。やはり新たな時代に向けた合理化事業の使命、役割ということが非常に問われているんじゃないかと思います。新たな経営構造対策ということで、大体21世紀型の経営体、あるいは地域マネージメント、あるいはそれぞれの地域で計画を立て実施し、点検を受け、それに基づく予算配分を行うというような方向が既に決まって提示されているわけですが、こういったものにどう対応していくのか、あるいは関係機関との連携をどう取っていくのかということを含めて、それぞれお三方からご意見をいただきたいと思います。まず徳永さんから、今の点についてよろしくお願いいたします。

【徳永】　担い手の問題については、集落ないしは市町村管内というところで見た場合に、どうも農地が余ってくるというような地域の中で、例えば熊本県でもこれはまだ１つしか事例としてはご

ざいませんけれども、中山間地域での利用権設定による営農というものと、農作業を受託していこうという趣旨で、ＪＡ出資型の農業生産法人が設立されております。今、立ち上がったばかりの事例でございますが、担い手が少ないというその地域の状況をお考えになった結果、何とか担い手の育成をということでやられているなと注目しております。このＪＡ出資型の農業生産法人も地域性から生まれてきた担い手のあり方の１つだと思います。

認定農業者が担い手であることについては、まさに異存がない。

異論がないところだろうと思いますが、熊本の場合でも先ほどお話がありましたように、施設型が圧倒的に多くて土地利用型、特に稲作なんかを中心にやっていこうと、もっと土地が欲しいとおっしゃるような認定農業者は非常に少ないという状況にあります。はっきりと土地利用型農業でやっていこうという経営体の方には支援がやり易いわけですが、集落単位で今後の土地利用を考えた場合に、農地が余ってくるんだというような場合は、やはりその集落ごとの条件によって担い手像というものも変えていかざるを得ないと感じております。そういう場合に余った農地の部分を耕作していく特定農業法人を立ち上げるというような動きが起こり得るかもしれません。あるいは、合理化事業は相手方の要件が、現在かなりハードルが高く、基準面積以上でなければならないということなのですが、ＵＲ対策事業で今年までの事業ですが、中山間農地保全対策事業では、相手方の要件が非常に緩和されております。だから条件不利地域においては担い手と申しますか、支援する相手方の要件は緩和されていくように、柔軟な形で考えていかなければならないと、まさに担い手の像は多様なのではないかと考えております

それとあと一つ付け加えさせていただきますと、今、秋山先生から農業生産法人出資育成事業をもっと活用すべきではないかというお話がありましたが、まさにそういう話だろうと、そういうことだろうと思います。ただ、この事業の要件として法人出資金

総額の半分の額までしか現物出資ができないということがございまして、法人の実態として３００万円ぐらいの出資金の法人が結構多いものですから、そこのところが、この事業の隘路になっているということを付け加えておきたいと思います。

【秋山】　どうもありがとうございました。私も、先ほど生産法人出資育成事業をもっとやってほしいという期待を述べただけで、皆さんの成果が上がっていないとしかったわけではありませんので、誤解のないようによろしくお願いいたします。それでは引き続きまして、磯田さんから先ほどの経営体育成の問題、あるいは関係機関との連携の点についてよろしくお願いいたします。

【磯田】　先ほど少し言い足りなかったことがありましたので、それを補う意味で発言させていただきます。合理化事業が今の局面で新たに直面している課題ということと多少関係もあるかと思うんですが、１つは先ほどもちょっと申しましたけれども、水田利用をどうするのかということです。生産調整が強化され、一方で新基本法なり基本計画のもとで、コメ以外の麦や大豆などの土地利用型の作物について自給率を上げるんだという一つの方向として、先ほど言いました活性化対策が出てきています。それ自体としては、例えば転作を団地化し、そこで作業を連担化しながら集積するといったようなことを進めていこうとすると、ほ場の団地化が必要になってきますし、作業受委託の体制を仕組んでいく必要があるということで、ほ場の利用をめぐる権利の調整も、場合によっては必要になってきます。

さらにこれは各地で取り組まれていることだと思いますが、21世紀型であったり、それから担い手育成型であったりという、いわゆる大区画ほ場整備の要件をいかに達成していくかという課題が結び付いてくれば、総合的なほ場を団地化するための利用権の一括的な調整なり、流動化が必要になり、それに作業受委託のシステムを組み合わせていくということが統一的に要求されてきます。その中で合理化事業の役割も、総合的な局面に一括的に対応

していくという意味で、重要性が増しているんじゃないかなと感じています。

地域の総合的な課題を解決

【磯田】　その１つの事例として全国的にもう有名になって、私がわざわざ紹介するまでもないかとは思いますが、福岡県の糸島郡の例で言えば、ＪＡ糸島がこの場合は合理化事業を担当した形になっているわけですけれども、二丈町のある１つの地区で、150ヘクタールほどの水田を21世紀型でほ場整備をした時の地元の取り組みのとらえ方です。ユニークだなと思いましたのは、21世紀型ほ場整備促進事業の要件を作業受委託組織型のメニューでクリアして、そのことでほ場整備の負担を軽減しようということを地権者全員の１つの大きな一致点としてスタートしていることです。その要件を達成するためには、さきほど云いましたように稲作と転作作物の両方が入り込んでいるわけですから、それぞれの作物の団地化というものが必要です。これを150 ヘクタールという大きな範囲でやっていくためには、ちまちまやっていたんでは追っ付かない。一括的な土地利用の調整、利用権の調整というのが必要だ。こういうふうに課題を解釈して、町役場の人材も十分張り付けられない体制の中で、しかも小作料の授受という経済的な行為も含めて、実務、経済的なそういう処理も含めてやっていくというのは、なかなか難しいという中から合理化事業を農協に担ってもらう形で利用するという方向に進んでいったと理解しております。

非常に錯そうしていた権利を間に合理化法人が介入することによって、例えば、農業者年金の加算付き年金の需給の問題も、合理化法人に10年間利用権設定すれば、合理化法人からの借り手の性格のいかんを問わず、加算付きの年金が需給できるという合理化法人が介入するメリットがあるわけですが、大区画のほ場整備

をし、そこでほ場の計画的な団地化を行う。そのために必要な利用調整、利用権の一括的な調整なり移動を行う。そのためのさまざまな実務、小作料の授受を含めた経済行為を行い、そして年金の問題でもメリットを見いだしていくという、合理化事業を一つの核に地域の課題を、総合的な課題を合理化事業ということを軸に解決していくという意味で私も非常に注目している事例であり、いろいろな示唆なり教訓が得られるんじゃないかなと思っております。

【秋山】　どうもありがとうございました。それじゃ村山さん。

【村山】　私はあまり具体的な事例を知らないので、この座長メモを見て感じるところを話したいと思います。実は経営基盤強化促進法の基本構想というのがございます。それから新たな経営構造対策ではマスタープランというのを立てるんです。ですから市町村は、その計画を一生懸命作らなきゃならないわけですが、どうも見てると大体ひな型があって、そこに数字を埋めていくというのが多くの現実で、だからどこの計画を見ても大体似たようなものだなというのが、僕の印象なんです。市町村が自ら計画を作ってそれを実践していくという重い課題を与えられている割には、そういった計画を練り上げる、そしてそれを実施するというソフトの話になってくると、ほとんどノウハウがないんじゃないかなというのが僕の印象なんです。

市町村のソフト部分にコミット

【村山】　とりわけ農地の流動化だとか、今磯田さんがおっしゃったような話もですが、恐らく今の市町村に任せていたらほとんど動かないんじゃないかなというのが、僕の印象なんです。もちろん頑張っている市町村の方、点的にはあるでしょうけれど、大方は多分そうだろうと思うんです。そういう中でやっぱり県公社がそういったソフトの事業の部門に、どう指導的な立場でコミット

していくかということが、これからの市町村レベルのソフトの運営で、非常に大きな課題になっていくんだろうと思うんです。

パッケージング、今磯田さんのご紹介もパッケージングの一種だと思うんですが、非常に有効だということで、去年宮城県の県公社の方にお世話になって、その事例を見に行きました。感動したのは、その事業がうまくいったかどうかという話ではなくて、県公社の方が献身的に、夜何日間も現場に足を運んで地元の自治体の人はもちろんのこと、集落の人ともずっと話し合いをするわけです。すごく消耗するわけです、当然。つまり非常に献身的な努力があって初めてそういうことができているというのを見まして、やはりここは県公社の生きる1つの道として、そういった市町村のいわばほとんどノウハウがない部分に、ソフトの部分にコミットしていくという、そのことが地域を動かす1つの大きな力になるということを感じたということであります。

そのことが今担い手の育成につながっていくということだと思うんで、その辺の関係というのが非常に重要だなと思っています。この問題は後でまた2つ目の柱の地域ぐるみのところでご紹介したいと思います。

【秋山】　どうもありがとうございました。第1の柱について随分時間を使いましたけれども、この担い手の問題、人の問題が中心であります。それぞれ事例なりご発言にありましたように、必ず人と土地がくっついている形で、ずっとお話されたんじゃないかと思います。この柱についてのまとめは私いたしませんけれども、やはり合理化事業との関係で言いますと、県公社なり市町村の合理化法人、これが地域の農業の構想を、あるいは経営改善の計画、そういったものを立てていく上で全体のビジョンといいますか、戦略を立てるための支援、戦略をむしろそういった合理化事業を担っているところで提示していくぐらいの姿勢というのが、これからは求められるんじゃないかなというふうに私自身は思っております。

地域の農地利用再編と合理化事業

【秋山】　さて、それでは残された時間で、その次の柱、地域の農地利用再編の問題について議論を進めていきたいと思います。この農地利用をめぐりましては既に関係団体といいますか、組織、特に農業委員会の系統組織などでは地域農業再生運動を展開しております。言葉としては「行動して汗を流す農業委員」ということで、名誉職みたいなことでただやっているんじゃ駄目よという形になってきているわけです。実際地域農業再生のビジョンを立て、遊休農地、耕作放棄地等については点検し、できるだけ利活用していく方向に今一生懸命運動として取り組んでいるわけです。またこれまで土地改良等については、どうもトップダウン方式が中心だったわけですけれども、現在新しい経営構造対策という下で進められている事業では、農業とか農村の整備事業も変わってきております。

皆さんもご承知だと思いますけれども、地域の創意、創っていく意思です。地域での創意ということを第１に置いておりますし、農業者だけではなく住民参加型でプランを作り、ソフト重視の計画を立て実践し、そして点検を受ける。こういうことで、土地改良の関係にいたしましても、あるいは農業委員会の系統組織につきましても、新しい時代に対応した運動を展開しているわけですが、合理化事業関係ではどういうふうな対応をしたら良いかということを、それぞれお三方からお話いただければと思います。村山さんから、まず口火を切っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【村山】　必ずしもこの今の座長の問い掛けにピタッとはまる回答ではないんですけれども、私の地域政策学部というところの問題意識で言わせてもらうと、一番問題なのはやっぱり市町村段階の政策形成能力だと思うんです。調査の中で最近いろいろ自治体の

皆さんと話してみると、問題は自治体の農政の担当者が数年、3年とか数年単位で異動していくんで、地域の事情がほとんど分からないということなんです。農業委員会の事務局にいる方に地域の農業について聞いても、「いや、実は私今年の春来たばかりでよく分かりません」という方が結構いて、僕が困った以上にその方が一番困っているんだと思うんだけれども、それに加えて、近年事務量がものすごく増えている。

それから農政関係の職員が減らされて、事務仕事が増えて現場に出ることがなくて、ほとんど現場の情報が入ってこないとか、あとは農協に行ってみると、やっぱり農協が広域合併の中で営農指導部門が弱体化していて、やっぱり地域の実情がよく分からないという、そういう状況が恐らくずっと続いているんだと思うんです。こうやって見ますと、やっぱり市町村レベルでの実態把握能力が欠落している中で、いくら合理化事業を積極的にやりましょうと働きかけてもそれは進まないんだろうと思うんです。要するに合理化事業は最終的には現場、集落ないしは市町村といいましょうか、僕は市町村の役員の方の力量に負うところがすごく大きいんだと思うんですけれども、そういうところが機能しない限り、合理化事業というのは、それこそ進まないんだろうというふうに思っています。

そこで逆に県公社の皆さんが、じゃ現場に入れるかというと、そう簡単には入れないわけです。人数の面でもそうですし、時間的な面もそうです。ですから、宮城県公社のような事例というのは、やっぱりその個々の職員の皆さんの献身的な努力があって初めて成立する話で、システムとしてそういった県公社の皆さんが現場にどんどん入っていくということは、事実上難しいと思います。従って何が言いたいかというと、市町村と県公社の両輪がやっぱり動いてこそ初めて合理化事業というのは進むんだと思います。

そこで今回の地域ぐるみのという話になるんですけれども、先

ほど出ました地域マネージメント、さっき言いました新たな経営構造対策で地域マネージメントとか地域マネージャーというのがクローズアップされて、例えば普及センターのＯＢの皆さんだとか農協のＯＢの皆さんが、各地域でマネージャーとして活躍されるという、例えば、山口県の事例なんか特に有名ですけれども、そういう紹介がなされているわけです。

これは合理化事業には直接結び付かない話なんですが、長野県の飯田市というところは地域マネージメント事業というのを、国が地域マネージメントという前から始めている。そこで話を聞いてみて何がポイントかと言うと、地区別に担当制を敷くことです。自治体の職員の皆さんが、３人ずつ旧村単位に張り付いてるわけです。彼らが現場にできるだけ入る時間を作る、ないしは夜地域で話し合いがある時には、それはもう何がなんでも出席する。そういう中で地域で今何が問題になっているかという情報を、必ず集めて帰ってくる。あるいは地域に積極的に働きかけて「おたくの地域では一体何が問題ですか」ということを問い掛けるわけです。そういう中で地域自らが自分たちが問題を発見して、解決のためには何をしなきゃならないのかというプランを自分たちが作っていくという、こういう取り組みをやっているわけです。

集落レベルでの問題発見のシステムづくり

【村山】　それでもう１つ面白かったのは青森県が、青森の方いらっしゃったら後でお話伺えればと思いますが、構造政策の一環としてローラー作戦というのをやってるんです。農政部長が非常に積極的に推進しているんですが、これも現場から問題を発見してプランを作りましょうというやり方なんです。つまり飯田市と共通しているのは、ハードの事業は上からはやらないということなんです。現場のほうがこれこれこういう目的で地域のこういう問題を改善するために、こういうハードが欲しいんですということ

を地域の側から発案させて、初めて県はハードの事業を持っていくという、こういうスタンスなんです。青森県では普及センターの皆さんが中心になって、できるだけ市町村に入っていく。そこに行政とＪＡを巻き込んで一緒にやっていく。

いずれも言えることは現場から問題を発見して、計画を作ってハードを持ってくるという、こういう道順なんです。非常に時間かかります。時間はかかるけれどもそれをやっぱり地道にやっていくということが一番地域の農業構造、農業を変えていく一番大切なことなんだということを僕はそういうふうに勉強をしたんです。問題はそういうところに合理化事業がどういうふうにうまくのっていくかということです。

言いたいことは、そういった市町村レベルでの問題、集落ないしは旧村レベルでの問題発見の仕組みを作る。そういうシステムを作る中に、県公社が入っていって問題発見のためのソフトのノウハウ、それを県公社が市町村とともに開発するというか、作り上げていくというか、そういうことが、これからの大きな意味での担い手育成だとか県公社と市町村との関係を深めていって事業を伸ばしていく、そういうところにつながっていくんじゃないかということを僕は言いたいわけであります。

【秋山】　どうもありがとうございました。地域マネージメントというのが大切だけれども、担当者が農協にしても行政にしても公社にしても、現場に行く時間がない。全然地域の問題を分かっていないというような現状があるというお話でした。何とか連携を取りながらそういった問題把握をし、地域問題を解決していく手立てを連携の力で作っていかなきゃいけないということだったかと思います。さて続きまして徳永さん、先ほど駐在員の話とか、それから市町村レベルと県との連携の協議会、組織化の話とか出ましたけれども、さらに補足説明していただくのと、あと私大変気になってるのは、実績のない市町村レベルの合理化法人が結構ありますが、特に今農協が一番そういった法人資格を取得してい

るわけですが、半分以上が実績がないというような実態があるわけですけれども、その辺について今後どうしたら良いとかありましたら、お話していただければと思います。

現場から合理化法人を使っていく

【徳永】　先生の先ほどのお話で、市町村農業公社を立ち上げる時にかかわられたということで非常に気にかかっておられるのだと思っておりますが、確かに市町村合理化法人、特にＪＡ合理化法人の実績というものがなかなか出てないＪＡもあるということも事実でございます。ただこれについては、私ども県公社のかかわりようでもありましょうし、ＪＡの姿勢の問題、あるいは体制の問題等もあろうかと思いますけれども、合理化事業を現場のほうから如何に能動的に使っていくのかも大きな課題だと思っております。

合理化事業が使い勝手が良いものなのかどうか、もし使い勝手が良いものであり使いようがあるということであれば合理化事業を活用する側が貸借事案が出てきた場合に現場の合理化法人を積極的に使おうとしていくことにより、例え活動実績の少ない合理化法人であったとしても合理化事業の実績がでてくるのではないかと思います。要するに、合理化法人の側から活用してくれということだけでなく、加えて現場の側が市町村の側が合理化法人を積極的に使っていこうというのも1つの方向性ではないのかなと考えているところです。

それとも関連しまして、立派な事例というものは今までに多々報告されましたので、立派なというよりも現在進行形の事例をご紹介してご参考になればと思います。

昨年から市町村農業委員会では、集落を単位とした今後５年間を見通した、新たな農地流動化に関する目標の設定作業というものを進められております。その中では農家の意向調査というもの

が実施されているわけです。それは各集落単位でなされているわけですから、アンケート調査の結果、貸したい農地と借りたい農地の具体的意向というものが情報として判明してきております。そういう情報を市町村段階の、例えばＪＡ合理化法人と共有していって、具体的な貸借の必要性がないのかどうなのかということ、ないしは、本年度から始まりました水田農業経営確立対策における転作団地の４ヘクタール基準クリアの問題、目の前の問題としてそういう土地利用調整の問題があるわけです。

ある町で、町の総合計画そのものに「皆んなで語り皆んなで作る自分たちの町」というキャッチフレーズがある町なんですけれども、目標設定のためのアンケートをしたら出し手希望というものが４分の１の農地を出そうとしていると、集落農地をです。あるいは１０年後にはもう４割近くの農地を出しても良いと言うけれども、受け手の希望農地というのは数パーセントしかない。これは大変だということが数字として出てきた。

じゃどうするかということで、ここからが素早かったのですが、町長さんはじめＪＡもそれぞれの生産組合も農業委員会も土地改良区も、あるいは議会まで含めて、あるいは集落の組合代表とか区長さん、そして県の普及センターなり県公社も含めて「農地を考える会」というものを立ち上げられた。その中で申し合わせ事項というのを作られたんだけれども、これが、１つ目が非常に面白いのですが、「いつかだれかが考えるだろうではなくて、今こそ自分たちが行動しなければ結局いつまでもだれもやらないということを確認しよう」と、そういうことを確認じようという確認事項があるわけです。２つ目が「耕作者の確保育成のためには地域の話し合いを行って、農用地利用計画を作成して利用集積に取り組もうではないか」、３つ目が「それぞれの立場で機関とか組織の役割というものを確認していこうではないか。体制を整えて力を合わせて目的を達成しましょうよ。」という３項目の申し合わせをやった。

JAを核とした総合推進事業

【徳永】　それからのスピードが、これがまだ１年経ってないくらいですが、それからは非常に早かった。各集落で農地の利用調整協議会を作ろうと、「農地を守る会」という名称で推進委員会を設置される。モデル集落も作ろうと、２集落ぐらい作る。モデル集落では合理化事業でやっております総合推進事業、土地利用調整手法としての総合推進事業を実施しようということになって、もう既に来年に向けた生産調整のためのブロックローテーションの構想図も作って同意を得る作業をやっている。その中で地元のＪＡ合理化法人の合理化事業を活用しましょうという話になっているわけです。

この活用の仕方は、賃貸借で出てくる農地というものは、ＪＡに、いわゆる市町村段階の合理化法人に、堀口先生の話にもありましたようにストックしていこうと、合理化法人は土地銀行だと、とにかく農地を預けていこうと、耕作する人は土地銀行であるＪＡ合理化法人から農地を借りようということです。まずはＪＡにストックした農地を４年後を目標の年次として貸付け、４年目には貸付相手というものを一度整理して見直していこうという考え方を取っているわけです。

それから５年後とか４年後ごとぐらいには貸付の見直しを繰り返していこうということまでは、方向として決めて今作業をやっておられる。モデル集落でどのくらいの賃貸借が出てくるのかどうかは分かりませんけれども、現在進行形で作業に取り組んでおられます。目標設定のアンケート調査を契機として、あるいは転作の団地化を契機として話し合う、契機というのはいろいろとあると思うんです。ほ場整備の場合にもそうなんでしょうけれども、ある契機をとらえて話し合いを進めていくと、スピードアップする場合にはだっだっと進む可能性があるんだな、その中でこの事

例では地域にある合理化法人を活用するというところまで考えられたことに非常に感心しているところです。

これまでですと賃貸借は個人間でなされていて、１０年間とか６年間とかいろいろな期間の設定があって、今年はあそこの農地は賃貸借の終期が来ます、来年はあそこの農地の終期が来ます、その次も終期が来ますということでさみだれ的な終期管理が非常に大変で、じゃどの農地はどういうふうに団地化したほうか良い、誰が使ったほうが良いという見直しをしようとしても終期がばらばらなものだから何ともならないと、この終期の統一をしなきゃいけないのではないかということで、この地域では借り入れる農地を貸付ける場合には貸付の終期を統一していくんだよという申し合わせもなされております。終期を統一することによって合理化法人が借り入れた農地の利用調整のために貸付を見直すということが、非常に容易化してきて可能になってくるわけです。これは合理化事業以外には見出し得ない機能なのです。だからこそ貸付の見直し方式というものを採用するんですよということです。

定期的貸付見直し方式

【徳永】　この貸付の見直し方式にはもう１つの利点というものがあります。これまでみなさん方ご存知の通り、地域農業集団であるとか、あるいは農用地利用改善団体もそうですけれども、話し合いをしましょうという集団の育成というものがかなり試みられてきました。その中で、集落ごとに土地利用調整をやっていこうという話し合いがいかほどなされてきたかというと、この話し合いの場をセッティングすることが非常に難しいという実感があるわけです。ところが賃貸借の貸付の終期を統一してその地域のその集落の賃貸借の終期はこの時期に一斉に終わるよということで、そういう農地がたくさんあれば終期の時期には皆で話し合いをせざるを得ない。必然的に話し合いの場をセットするということに

なってくる。

終期を統一した賃貸借の繰り返しがあれば、話し合いの場というのは、４年ごとなら４年ごとに必ず大きなヤマ場を設けなきゃいけない、この事例というものは地域の合理化法人を活用して定期的に賃貸借を見直していくということで、今頑張っておられる最中ですけれども、非常に期待をしているところです。

この事例につきましては、さわりの部分だけは全国協会が発行しておられます「ふぁーむらんど」という広報誌の２４号に掲載される予定だと伺っております。また、本年２月に九州農政局を中心にしたプロジェクトチームで「農政改革大綱の実現に向けた九州における担い手の確保育成と農用地の有効利用のために」という方策を取りまとめられておりますけれども、こういう形で現場の側から地域の合理化法人を積極的に活用していただくということが、その方策にも沿っていくものではないかなと考えているところです。

【秋山】　どうもありがとうございました。今の事例についてはぜひ『ファームランド』を参考にしていただくことにしたいと思います。農地を守る会の「今こそ自分たちがやる」というメッセージといいますか、確認事項というのは本当にこの今日の集まりにもちょうど使えるメッセージじゃないかなというふうに思いました。それでは磯田先生に、この地域ぐるみの農地利用の再編ということで、特に生活レベルからの要求とかも入れていくべきだというお話もしていただければと思います。よろしくお願いします。

【磯田】　地域創意、住民参加、ソフト重視ということが、この新しい時代の農村の活性化の方向として重要だろうという秋山先生の問題提起を受ける形で、私が非常に興味深く、示唆がいろいろあるなと思った事例を紹介しながらお話したいと思います。

その事例というのは大分県の三重町のある集落で、村づくり推進協議会という名称のものを作って、国の新農業経営体育成事業モデル地区ということで話し合いを始めたんですが、農地利用の

再編ということが、特に農業的な集落のリーダー層の問題意識には非常に強いということもあって、当初は43軒ぐらいの世帯のうちに耕作をしている農家の方二十五、六軒の農家の方の話し合いの輪でスタートしたようなんですが、最初から生々しい話といいますか、土地利用の再編というのは、結局再編してだれかが使わなくなって、それをだれかに集めるという話にどうしてもなりますから、最初からはうまくいかなかったように伺っておりまして。その直後から、全世帯を話し合いの輪に入ってもらって、住み良い村、あるいは若者が定住できる村をつくるための、村の住民としての要求は何なのかと、それを掘り起こそうじゃないかという軌道に修正したといいますか、そういう方向付けをしていったそうです。

集落の活性化から集落農業の活性化へ

そういう中から、１つはトイレの水洗化を含めた生活排水の処理という要求がまず出てくる。これを集落ぐるみで合併浄化槽を設置するという形を取りながら解決していく。また、農家でない方も含めて婦人だとか高齢者の中から、生きがい農業といいますか、家庭菜園的に作っていた少量の野菜を商品化するという意味での直売所をやってみたいとか、あるいは自分たちの作っているものを元にしたおまんじゅうである等々の農産加工をやってみたいという要求が前面に出てくる。そういう要求に応えるために、いろいろな補助事業を活用しながら直売所なり農産加工所を作る。

そういういわば生きがいとか、定住とか、それから農産加工とか直売ということも含めて言えば、必ずしも土地利用型農業だけに限定しない村の、集落の経済の活性化みたいな、そういう課題から入っていくことによって話し合いも活性化するし、従来の農業的な視野、あるいは農業の土地利用再編という視野だけだったら視野に入ってこなかったかもしれない、いわば新しいタイプの

リーダーといいますか、先ほどの言葉を借りれば村づくりのマネージャーみたいなものが登場してくる。

つまり非農家のサラリーマンで経理を担当しておられる方だとか、どこかの企業でマーケティング担当しておられる方だとか、あるいはご自分で建築事務所を自営していらっしゃる方が、村経済全体の活性化という課題に取り組むという中で入ってくるし、そういう能力が必要とされ、また必要とされることによって、その人たちも大きな役割を担っていくという方向で1つの村づくりというものの道筋をつけてきているなという事例でした。

農地の流動化とか有効利用ということをどうしても中心に考えちゃうから、こういう表現になるんですが、そういういわば外堀から攻めて、一見遠回りをしているように見えるわけですが、外堀を埋めていわば本丸である農地の利用の再編、有効利用へ向けた集積なりというその本丸に攻め上っていくという形の集落農業の活性化なり、集合的な土地の利用調整なり権利調整なりという課題に攻め上っていくという、そういうパターンがこれからより多くの地域で必要になってくるのではないか。そういう中で農業とか土地利用型の再編ということだけでは必ずしも視野に入ってこない新しいタイプのリーダーなり、マネージャーと言うんでしょうか、そういうものもまた見いだしていけるのではないかなと感じているところです。

【秋山】　どうもありがとうございました。第2の柱の地域ぐるみの農地利用の再編という問題について、まだ十分議論されていない点が残っておりますけれども、時間の制約もございますのでこれで終わりたいと思います。それぞれ事例とかご発言の中で、地域の総合的なマネージメント機能というのを高めていかなければいけないこと。これは合理化法人はもちろんですけれども、やはり他の関係団体との連携、あるいは地元の市町村の職員との連携を強めてやっていくべきだということ。そして、単に農地だけじゃなくて農村といいますか、その地域の活性化という視点の中で

農地を位置付けるというようなことも、マネージメントの重要な課題になっているというお話だったかと思います。

新たな推進プランへの提言

【秋山】　さて、それではまだ十分議論し足りなくて、もの足りないところがあったかもしれませんけれども、これで第１の柱と第２の柱のディスカッションを終了したいと思います。最後に今後の事業推進プランへの提言ということで、パネリストの方から一言ずつご提言をいただければと思います。それでは徳永さん、よろしくお願いいたします。

【徳永】　ポストプランへの提言ということになるのかどうか分かりませんが、県公社の側からこのようなプランを作りましたよということで、地域にかかわっていく、そういうことも当然今後ポストの中でやっていくわけですけれども、会場の皆様へのお願いみたいなことになりますが、各市町村段階で現場段階で、合理化事業をどのように活用していこうかというようなプランを、ぜひイメージしていただきたいなと考えております。合理化事業の最大の機能というのは、農地の中間保有であり農地の再配分機能です。市町村段階の合理化法人が、事業として集落の中で農地の借入れというものを、どんどん借入れていって、それを進めて借り入れた農地のシェアが多くなればなるほど、トランプの切り札を使うような感じで、目的に沿った土地利用の調整が容易化する可能性というのが、著しく増してくると考えております。

現場段階の市町村段階の合理化法人の最大の強みというものは、現場のことを熟知しておられる、貸し手のことを、借り手のことを良く知っておられるということと、フツトワークの良さであろうと思います。事業というのはとにかく活用されなければ生きてこない、事業というものは活用されて初めて生きるわけです。合理化事業を活用していただくことによって、ひいては集落の農地

というものが生きてくるということになりますので、市町村段階の合理化法人の中間保有機能、再配分機能というものを集落における土地利用調整手法の極めて有効なツールの1つとして活用することを検討していただきたいなと、きっと使い勝手のある、使い道の多い、使って得をする機能であるということを実感していただけると確信しております。

【秋山】　どうもありがとうございました。それでは引き続き磯田さん、よろしくお願いします。

【磯田】　必ずしも推進プランへの提言というような、総合的なことではないんですが、合理化事業の中間保有なり再配分というメリットを生かすという意味での合理化事業を進めていく基本的な現場というのは市町村レベルにあるわけです。その市町村レベルでの合理化事業を担う、あるいは中心的に進めていく軸になる機関を、それぞれの県の公社が見極めていく必要がある。それぞれの市町村の歴史的な農地流動化の経緯とか、それぞれの市町村における農業委員会、農政課、あるいはＪＡといった担当機関の中で、その力量がどこも同じだとは限らないわけで、あるところでは農業委員会が歴史的な蓄積も力量もあるし、また別のところに行くと農業委員会は全然なかなか力が発揮できなくて、むしろ農協が頑張っているというところもあったりとか、さまざまだと思うんです。

地域に合った合理化事業の担い手

【磯田】　合理化事業の賃貸借をめぐる県公社と市町村段階の法人の競合問題が中にはあるやにも聞いておりますが、むしろそれぞれの地域に即した担い手といいますか、軸になるのはどこかというのを見極めながら進めていくということも、１つご検討いただいたらどうかなという気がしております。具体的にはある地域では、農業委員会が歴史的な経緯も、人材もあるということであれ

ば、そこをいわばコーディネーターにしながら県公社が必要なノウハウなり、具体的な事業をサポートしていくということもあるでしょう。あるいは、農協が意欲も力も人材もそれなりに整備しているという地域であれば、合理化事業を、特に賃貸借についてはもう農協、ＪＡ合理化法人に担ってもらう。それを平成11年度からの合理化総合推進事業という形を利用しながら、県公社が市町村のＪＡ法人にノウハウだとかその他のサポート、指導、支援を進めていくという形をとる。

また別の地域では、農業委員会も農協もなかなかそういうことに取り組める状況にない、あるいは力量が今はない。県公社は人間の頭数がそんなに多いわけではないと思いますので、県下の市町村全部に同様に力を配分するということはできないと思いますが、農業委員会もあるいはＪＡもなかなか力が当面発揮できないようなところには、思い切って集中的に県の公社が直接に乗り込んで事業を推進していく。少し観念的ですが、そのような見極めとそれぞれの地域の事情に応じた合理化事業の推進主体、あるいは推進軸というものをふり分けていくという作業も必要なのかなと思っているところです。

【秋山】　どうもありがとうございました。それでは引き続き村山さん、お願いいたします。

【村山】　今お二人がお話になったことと全く同感でありまして、やっぱり合理化事業というのはよく考えてみますと、そのことが目的ではなくて、各地域の目標とすべき農業構造を実現するための有効な手段として、合理化事業というものを位置付けていくということが本当の筋だと思うんです。ところが先ほどから言ってますように、いろんな計画が市町村にあるわけです。徳永さんがおっしゃった推進プランも県の公社も持っている。ではそうした多くの計画が、本当に現場を変える生きた計画かというと、必ずしもそうではない場合が多いと思います。

【村山】　そういう生きた計画作り、いわば実践になるというか、そういう真実味があるというか、そういう計画をやっぱり地道に集落から積み上げて市町村レベルできちんと作っていくという作業が、別な言い方をすると地域の合意形成、磯田さんなんかがおっしゃったような話なんですけれども、そういう合意形成をきっちり作っていくことが、遠回りだけれども一番重要なんじゃないかなと思います。そういう中に合理化事業がどこに位置づけられるのか、位置づこうとするのかが大切だと僕は思います。それが本当の参加型の計画作りと、その合理化事業を最も生かす道だというふうに強く感じています。

【秋山】　どうもありがとうございました。これでお三方からの新しいプランへの提言を終わりたいと思います。コーディネーターとして皆さんにおわびしなければいけません。１つは、本来ならフロアの方からご意見とかご質問をいただく時間を設定する予定だったのですが、私の不手際でその時間取れませんでした。また十分議論できずに残された点も多々ございますけれども、これでパネルディスカッションを一応終了させていただきます。全体のまとめをする時間ございませんけれども、２、３、私のほうから提言に代わるようなことをお話しして終わりにしたいと思います。

　実は私は８月25日の大学のソフトボール大会でアキレスけん切りました。今もリハビリ期間中で足を引きずって歩いているんです。考えてみますと怪我をして初めて分かるんですが、「自立」って自分で立って歩くってことですけれども、これはこんなに難しいものなのかというのは、私はもう本当に肌身で感じております。わが国の農業経営、地域農業全般もアキレスけんが切れかかっているか、もう切ってしまったところもあるんじゃないかと思います。そういう状態の時に、優しい言葉を掛けてくれたり手を差し延べてくれたりするというのは本当にありがたいものです。

力になります。こういう厳しい状況の中で、地域農業の再生、あるいは農地を守っていく、経営をきちっと創っていくための支援組織というのは本当に経営にとってありがたいものなんじゃないかなと、私自身の体験からも今そう思っている次第であります。ぜひそういう事業展開を今後皆さんにしていただければと思います。

リスク負担を覚悟した取り組みの必要性

【秋山】　今日冒頭に申し上げましたけれども、これまでと考え方を変えなければいけないのは、まだ構造改善局の中の仕事として、例えば経営改善のための課が今設定されているわけですけれども、これが来年の１月からは逆転するということです。経営局の中の構造改善課という形になっていく。平たく言えば土地よりも人をきちっとつくっていくということのほうが、戦略的には今一番大事な時期になっているということです。ですから農地の問題を扱う場合にも人の問題を抜きといいますか、それを大前提にして考えない場合には事業はきちっとした成果を生むことはできないだろうと思うわけであります。

それとこの農地と人ということで、今日２つのテーマを柱に議論してまいりましたけれども、人と農地ということで言うと人のほうが希少資源だということなんです。従いまして今後予想されることは、農地は出てくるけれども受け手がない、それをどうするかという事態の発生も予想されます、これが一番大事な問題であります。この点についてはやはり合理化事業を行っている部署が、何らかの形でその受け皿を作らなければいけない。経営体がきちっとできない場合には、自らがリスク負担をしてそれを行うという覚悟が不可避的に求められてくることなのではないかというふうに思います。そういう意味ではリスク負担、農地をただ中間保有ということだけで済ませるんじゃなくて、受け手がない場

合は自分できちっとそれを保全し活用し、できれば収益事業の一部門にまで作り替えていくような覚悟というものが、21世紀になってからは必要になってくるのではないかと思います。

最後になりますが、新基本法の下でこれからいろんな活動、取り組みがなされていくわけですから、何といっても農民ということだけではなくて、国民の理解を得る、そういった事業展開が求められてくるわけです。従いまして合理化事業についても大変重要な仕事、一翼を担っているわけですけれども、その使命ということについて、もう一度皆さんで議論をして確認するということが、どうしても求められるんではないかと思います。これは農業者に対して説明するのはもちろん大事なんですけれども、国民といいますか、広く地域の住民全般に「私たちはこんな仕事をしている」と、誇らしげに言えるような使命感といいますか、それをお互い職員同士で確認していくこと、事業関係者同士で再確認していくことが一番大事な課題なのではないかと考えております。

以上、多少口はばったい提言になりましたけれども、これで今日のパネルディスカッションをすべて終わりにさせていただきたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

（付属資料）

農地保有合理化事業の実績等

注:「都道府県農業公社の実績」は都道府県農業公社のみの実績で、
「農地保有合理化法人の実績」は都道府県農業公社と市町村段階の
農地保有合理化法人（市町村農業公社、市町村、JA）の合算実績である。

1．都道府県農業公社の農地保有合理化事業の実績推移

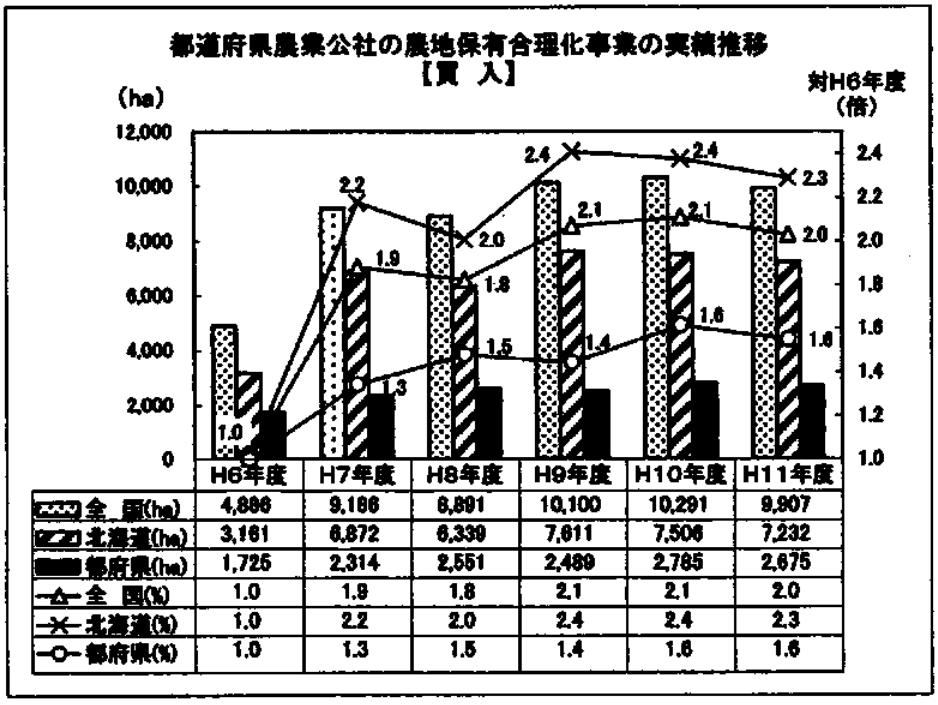

	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
全　国(ha)	4,886	9,186	8,891	10,100	10,291	9,907
北海道(ha)	3,161	6,872	6,339	7,611	7,506	7,232
都府県(ha)	1,725	2,314	2,551	2,489	2,785	2,675
全　国(%)	1.0	1.9	1.8	2.1	2.1	2.0
北海道(%)	1.0	2.2	2.0	2.4	2.4	2.3
都府県(%)	1.0	1.3	1.5	1.4	1.6	1.6

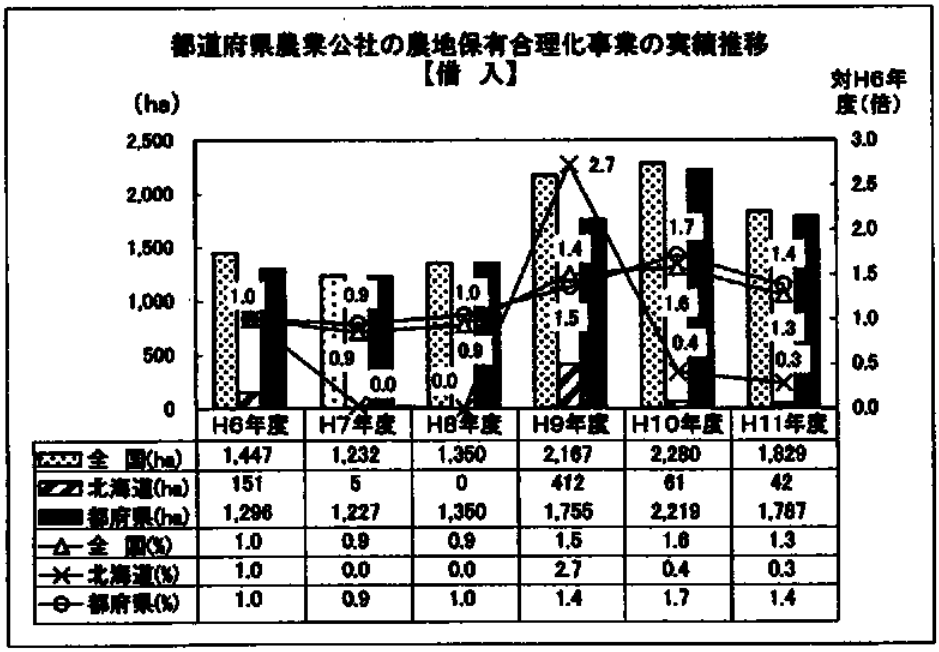

	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度
全　国(ha)	1,447	1,232	1,350	2,167	2,280	1,829
北海道(ha)	151	5	0	412	61	42
都府県(ha)	1,296	1,227	1,350	1,755	2,219	1,787
全　国(%)	1.0	0.9	0.9	1.5	1.6	1.3
北海道(%)	1.0	0.0	0.0	2.7	0.4	0.3
都府県(%)	1.0	0.9	1.0	1.4	1.7	1.4

※ 全国農地保有合理化協会調べ

2. 農地保有合理化法人の農地保有合理化事業の実績

		事業別	法人別	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H11/H6倍	H7～11の平均/H6倍
実績(単位:ha)	全国	買入面積	合計	4,904.7	9,204.6	8,939.1	10,130.8	10,310.2	10,049.6	2.0	2.0
			県合理化法人	4,885.8	9,186.3	8,890.7	10,100.4	10,291.1	9,906.9	2.0	2.0
			市町村合理化法人	18.9	18.3	48.4	30.4	19.1	142.7	7.6	2.7
			市町村公社	—	—	—	—	0.0	21.8	—	—
			農協	18.5	18.0	48.2	30.1	18.9	96.4	5.2	2.3
			市町村	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	24.5	61.3	12.8
		借入面積	合計	3,265.8	3,949.0	4,740.7	6,434.0	6,443.7	6,832.0	2.1	1.7
			県合理化法人	1,447.4	1,231.5	1,350.1	2,167.2	2,280.2	1,817.4	1.3	1.2
			市町村合理化法人	1,838.4	2,717.5	3,390.6	4,266.8	4,163.5	5,014.6	2.7	2.1
			市町村公社	312.5	472.5	596.5	910.7	706.7	863.8	2.8	2.3
			農協	1,515.4	2,227.1	2,790.1	3,351.3	3,456.8	4,150.0	2.7	2.1
			市町村	10.5	17.9	4.0	4.8	0.0	0.8	0.1	0.5
		作業受託面積	県合理化法人	2,953.5	2,865.4	2,908.1	2,429.3	3,258.5	3,107.7	1.1	1.0
		合計		11,144.0	16,019.0	16,587.9	18,994.1	20,012.4	19,989.3	1.8	1.6
構成比(単位:%)	全国	買入面積	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
			県合理化法人	99.6	99.8	99.5	99.7	99.8	98.6		
			市町村合理化法人	0.4	0.2	0.5	0.3	0.2	1.4		
			市町村公社	—	—	—	—	0.0	0.2		
			農協	0.4	0.2	0.5	0.3	0.2	1.0		
			市町村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2		
		借入面積	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
			県合理化法人	44.1	31.2	28.5	33.7	35.4	26.6		
			市町村合理化法人	55.9	68.8	71.5	66.3	64.6	73.4		
			市町村公社	9.5	12.0	12.6	14.2	11.0	12.6		
			農協	46.1	56.4	58.9	52.1	53.6	60.7		
			市町村	0.3	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0		

※ 全国農地保有合理化協会及び農林水産省農政課調べ

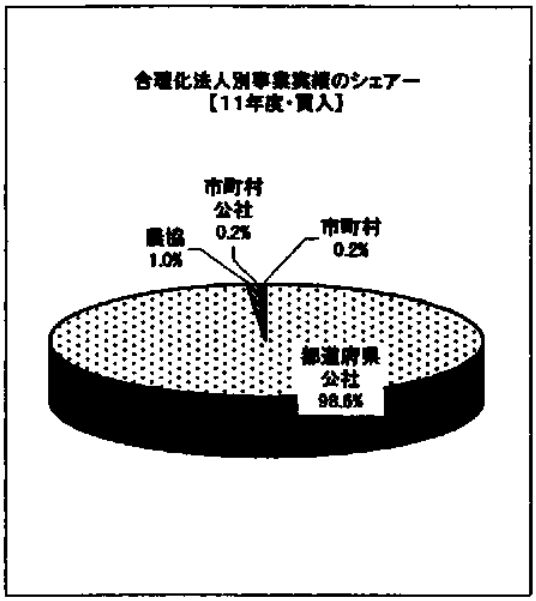

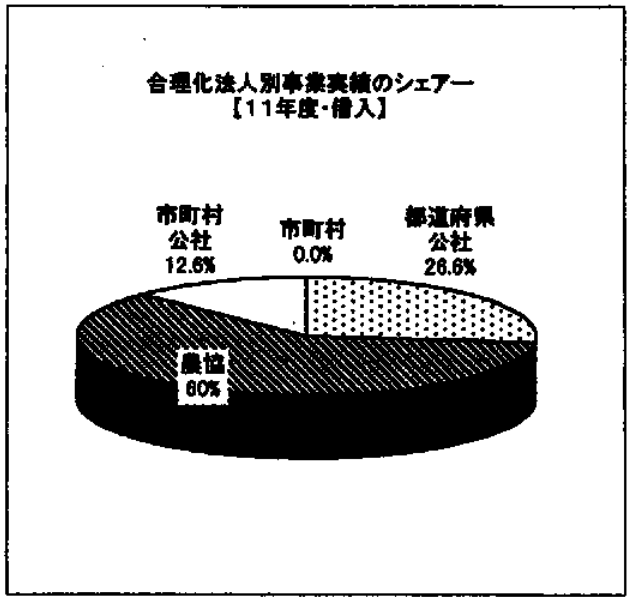

3. 農地保有合理化法人の農地移動全体に占める介入割合

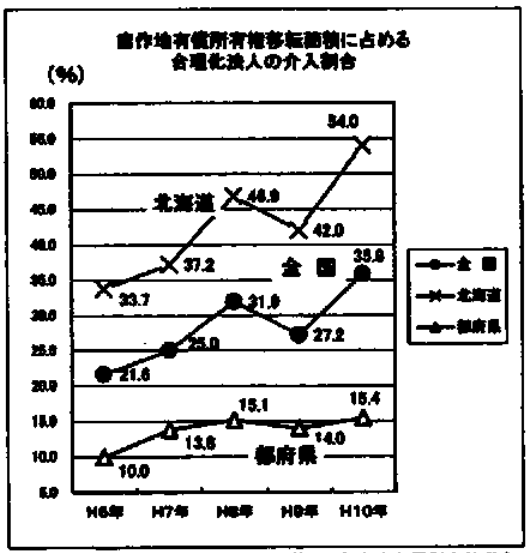

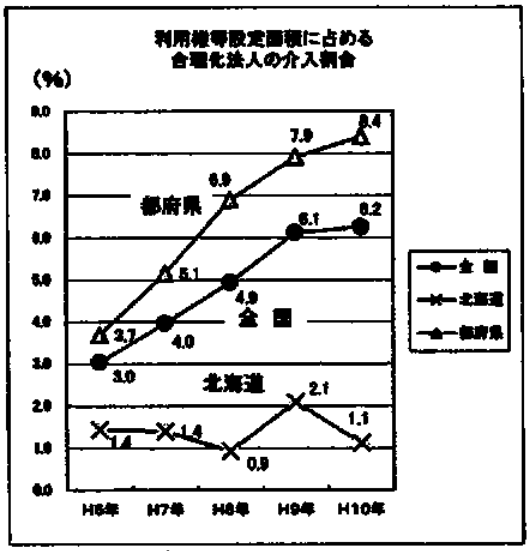

※・介入率＝合理化法人の買入面積／(自作地有償所有権移転面積－合理化法人の売渡面積)
・農地の移動全体における合理化法人の位置づけを把握するため、全国悉皆調べによる合理化事業の実績数値は使わず、行政ベースの数値を使用していることに留意する。
・出所:「農地の移動と転用」農林水産省構造改善局農政部農政課

4. 1件当たりの農地の移動面積

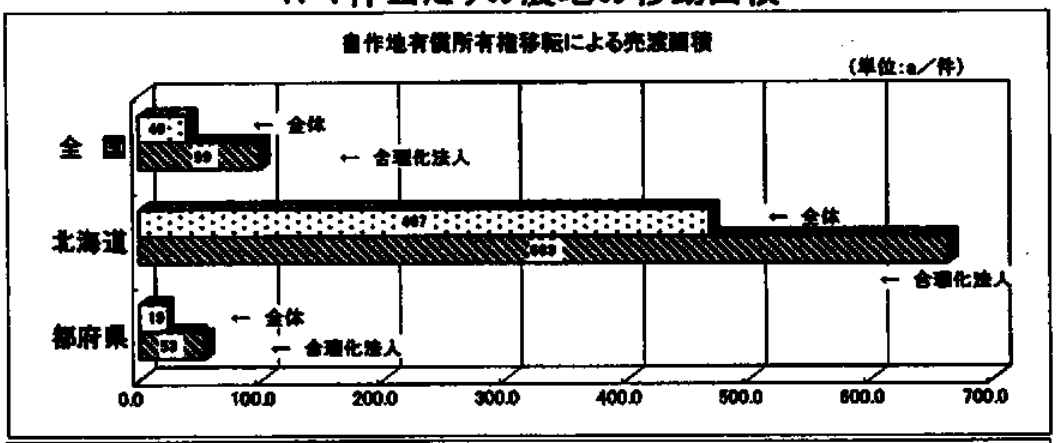

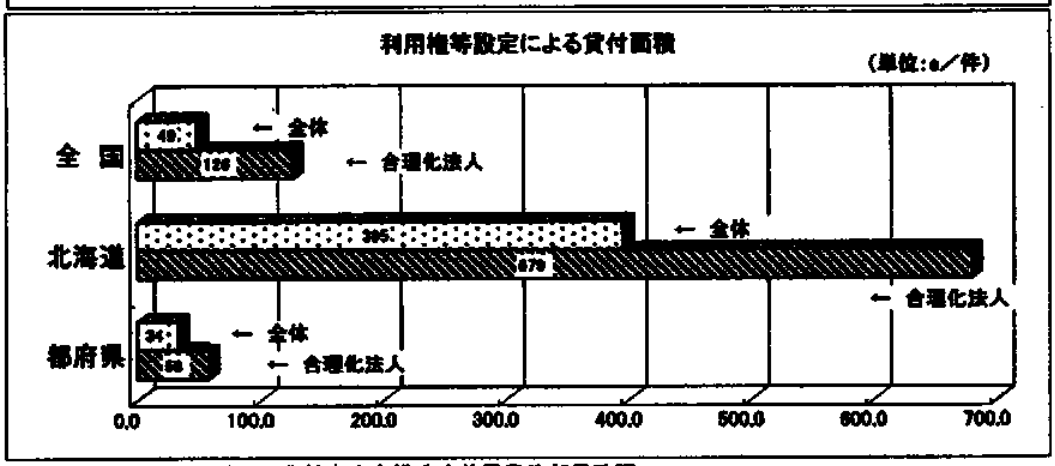

※出所:「農地の移動と転用」農林水産省構造改善局農政部農政課

5. 都道府県農業公社の実施市町村率の変化

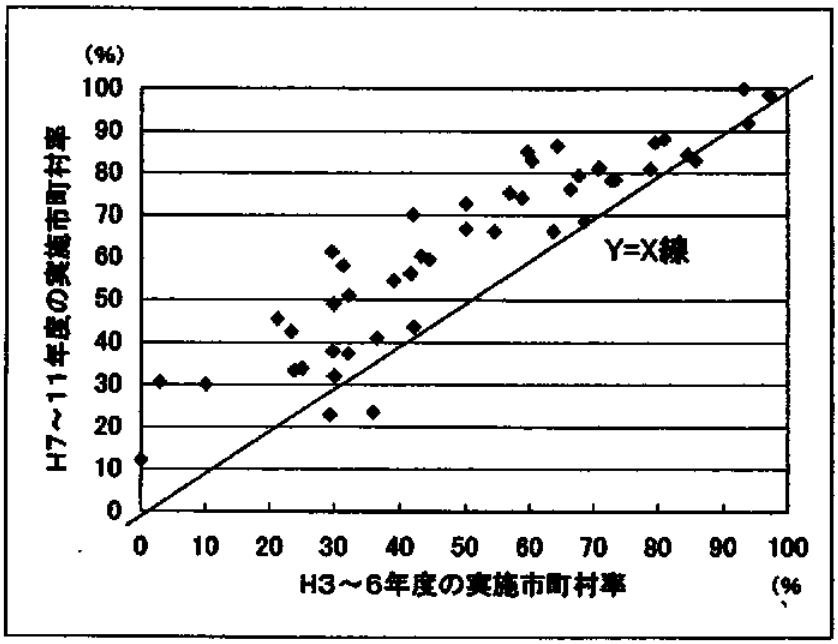

※ 全国農地保有合理化協会調べ

6. 都道府県農業公社の売渡・貸付に占める認定農業者の割合(面積)

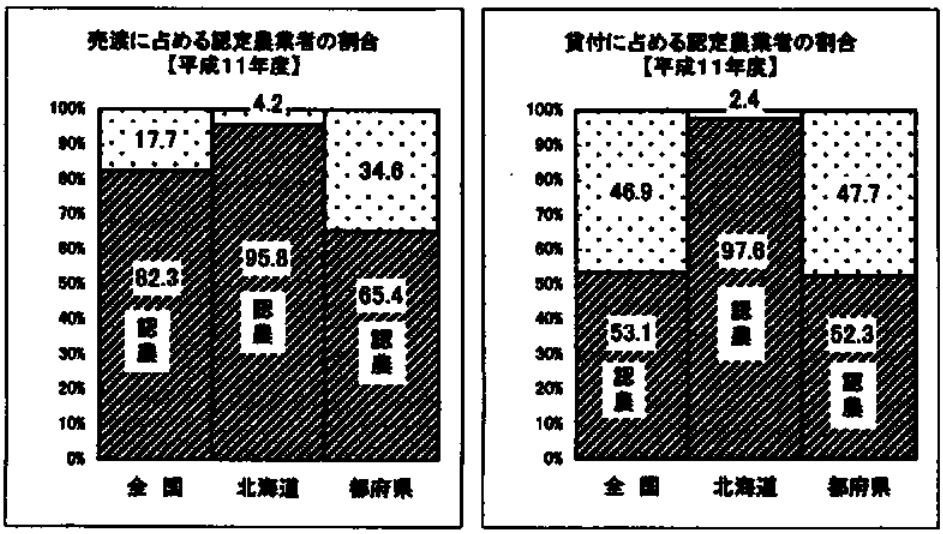

※ 全国農地保有合理化協会調べ

土地と農業　No.31
２００１．３

編集発行人　近長武治

発　　行　㈳全国農地保有合理化協会
東京都千代田区紀尾井町３－29　日本農研ビル
〒102-0094　ＴＥＬ 03(3263)9361

印　　刷　㈱山王プリント
東京都中央区築地４－３－３
〒104-0045　ＴＥＬ 03(3544)0161